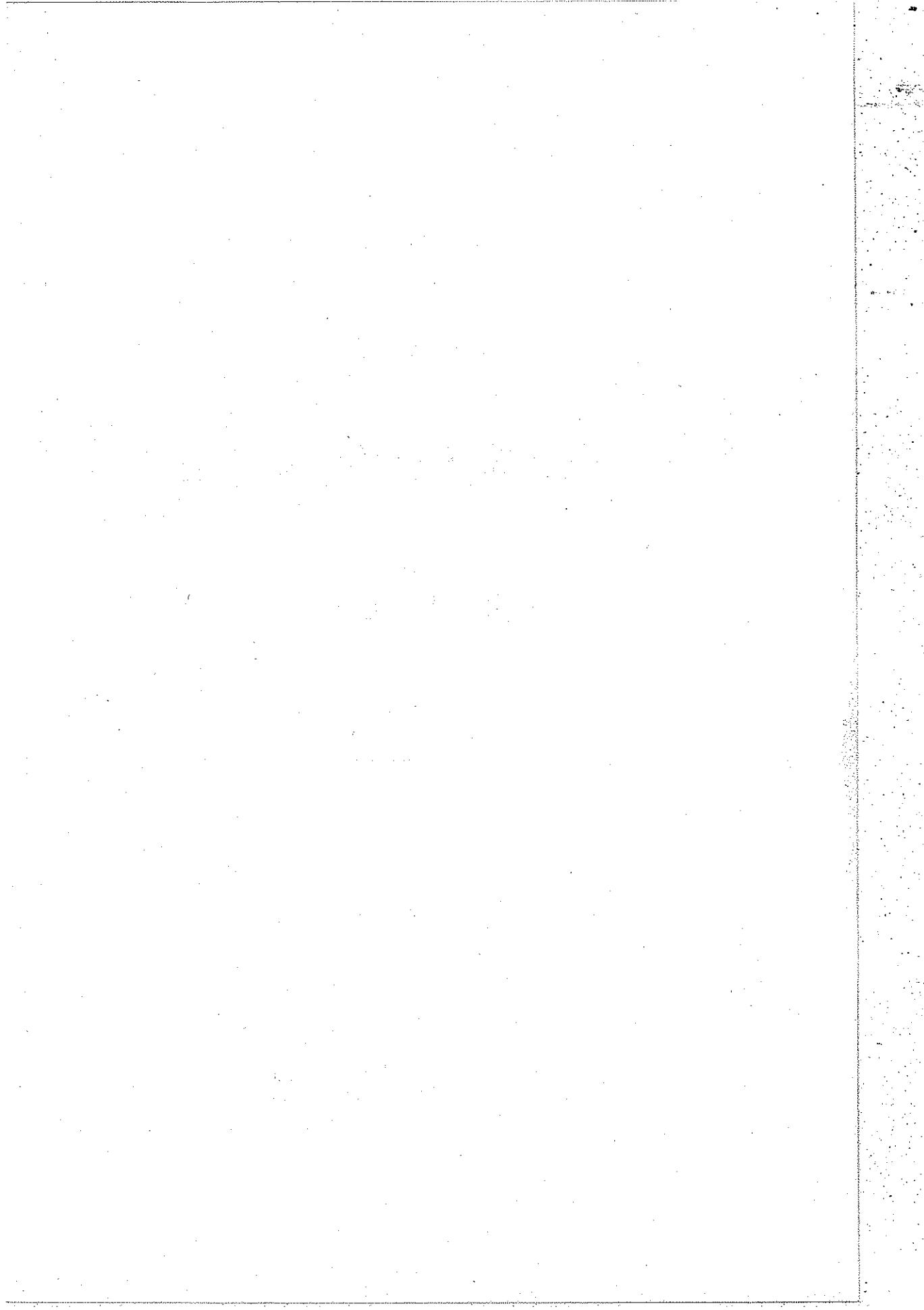


昭和47年1月28日開会
昭和47年1月29日閉会

和泉市議会第1回臨時会会議録

第 1 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第1回臨時会会議録目次

昭和47年1月28日(金曜日)

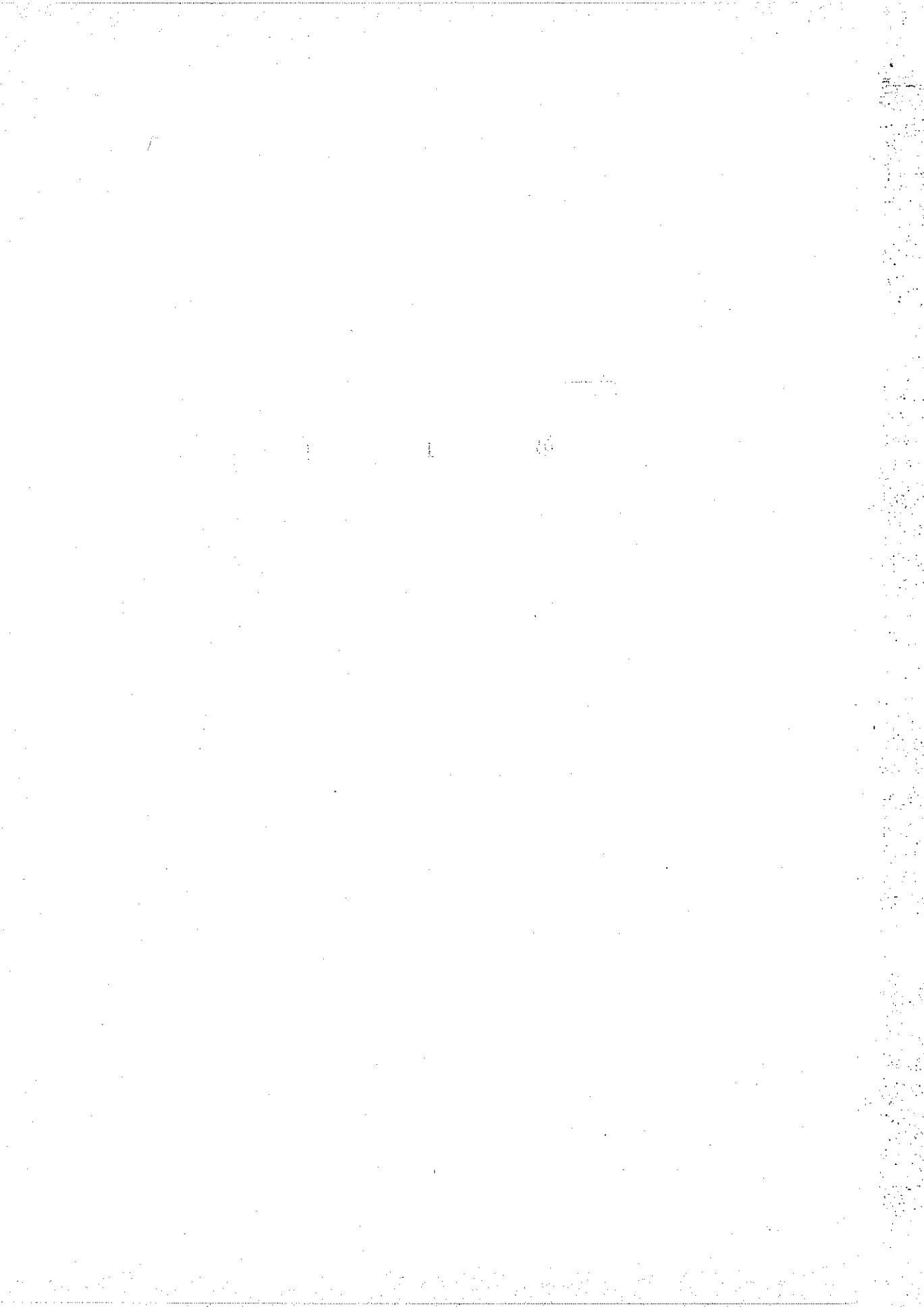
○ 出席議員・欠席議員	1頁
○ 議事説明員その他	1頁
○ 議事日程	3頁
○ 開会宣言(午前11時40分)	4頁
○ 開会宣告	4頁
○ 会議録署名議員の指名(直村静二君、松尾千代一君、池辺秀夫君)	4頁
○ 市長開会挨拶	4頁
○ 会期決定(1月28日~1月29日)	5頁
○ 日程第1 和泉市助役定数増加条例制定について	5頁
○ 日程第2 助役の選任について	20頁
○ 辻助役・藤田助役就任挨拶	22頁
○ 日程第3 監査委員選任について	23頁
○ 山田監査委員就任挨拶	24頁
○ 日程第4 公平委員会委員の選任について	24頁
○ 日程第5 教育委員会委員の任命について	26頁
○ 日程第6 和泉市職員の特別退職措置及びこれに伴う優遇措置条例の一部を改正する条例制定について	28頁
○ 松田公平委員、好本教育委員就任挨拶	33頁
○ 日程第7 昭和46年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第5号)	34頁
○ 散会宣告(午後4時40分)	54頁

昭和47年1月29日(土曜日)第2日

○ 出席議員・欠席議員	55頁
○ 議事説明員その他	55頁

○ 議事日程	57 頁
○ 開会宣言(午前10時51分)	57 頁
○ 日程第1 泉大津市和泉市病院組合の解散について	
日程第2 泉大津市和泉市病院組合の解散に伴う財産処分について	
2件一括上程	57 頁
○ 日程第3 泉大津市和泉市伝染病院組合の解散について	
日程第4 泉大津市和泉市伝染病院組合の解散に伴う財産処分について	
2件一括上程	69 頁
○ 日程第5 和泉市病院事業の設置等に関する条例制定について	82 頁
○ 日程第6 和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について	92 頁
○ 議事日程終了宣告	97 頁
○ 市長閉会挨拶	97 頁
○ 議長閉会挨拶	97 頁
○ 閉会宣言(午後3時55分)	98 頁





昭和47年1月28日午前10時和泉市議会第1回臨時会を和泉市役所議場に招集した。

第1日 出席議員(25名)

1番	田中幸一君	17号	関戸正一君
2番	木下甲子三君	18番	藤原利一君
3番	山田清二君	19番	勝部津喜枝君
5番	横田憲治郎君	20番	直村静二君
6番	柏音三郎君	21番	松尾千代一君
7番	出原武司君	22番	池辺秀夫君
8番	三井正光君	23番	貝淵博治君
9番	上代卯之松君	25番	井上平兵衛君
10番	池田信幸君	26番	成田秀益君
11番	田村清房君	27番	吉川伊与一君
12番	金沢勝君	28番	藤原要馬君
15番	依田七郎君	29番	坂上国治君
16番	柳瀬美樹君		

欠席議員(1名)

13番 竹下義章君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

市長	藤木秀夫	水道部長	神田平吉
収入役	橋本炳	消防長	赤阪久
総務部長	坂口礼之助	総務部次長兼庶務課長	井谷義雄
民生部長	大和茂治	企画課長	橋本昭夫
事業部長	中塙白	人事課長	平野誠蔵
同和対策部長	小林一三	財政課長	庄司清

課税課長	西川喜久	会計課長	片桐武雄
納稅課長補佐	藤原福宗	水道部次長	田中 稔
交通公害課長	内田繁	當業課長	高橋新平
民生部次長	宇沢清	工務課長	福本喬久
市民課長	杉本忠彦	監查委員	堀田徳治
保険年金課長	高橋正弘	監査事務局長	吉岡昭男
衛生課長	西岡世志	選管委員長	味谷日吉
社会児童課長	森保	選管事務局長	青木孝之
福祉事務所長	山本武雄	教育委員長	堀内由延
事業部次長兼土木課長	神山一郎	教育長	葛城宗一
開発課長	宮本福秀	教育次長	阪東重信
建築課長	林徳治	教委総務課長	紀之定藤与茂
経済課長	門林六男	学校教育課長	唄幸治
同和対策部次長	佐原行雄	社会教育課長	広岡史郎
推進調整担当課長(総括・教育)	遠野一郎	同和教育指導室長	竹内義一
推進調整担当課長(総括・民生)	生田稔	開発協会事務局長	西川武雄
推進調整担当課長(事業)	浅井陸介	開発協会総務課長	山本俊兼
幸会館々長代理兼同会館分室長	吉田利秀	開発協会用地課長	中西淳富

本会の議事を速記法により記録したものは次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野 满男

本会の事務局長および職員は次のとおりである。

事務局長 上野 棍

次長 北野 寸夫

調査係長 大塚 俊昭

議事係 西垣 宏高

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和47年和泉市議会第1回臨時會議事日程

(1月28日)

日程	種別及び番号	件 名	備考
1	議案第 8号	和泉市助役定数増加条例制定について	
2	議案第 9号	助役の選任について	
3	議案第 10号	監査委員の選任について	
4	議案第 11号	公平委員会委員の選任について	
5	議案第 12号	教育委員会委員の任命について	
6	議案第 6号	和泉市職員の特別退職措置及びこれに伴う 優遇措置条例の一部を改正する条例制定について	
7	議案第 7号	昭和46年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第5号)	
8	議案第 1号	泉大津市和泉市病院組合の解散について	
9	議案第 2号	泉大津市和泉市病院組合の解散に伴う財産 処分について	
10	議案第 3号	泉大津市和泉市伝染病院組合の解散について	
11	議案第 4号	泉大津市和泉市伝染病院組合の解散に伴う 財産処分について	
12	議案第 5号	和泉市病院事業の設置等に関する条例制定 について	

(午前11時40分開会)

- 議長(貝淵博治君) たいへん長らくお待たせして申しわけございません。議員の皆さんには月末何かと多忙の中ご出席賜り、誠にありがとうございます。

それでは、ただいまより昭和47年第1回臨時会を開会いたします。本日の出席議員数及び欠席議員などの氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(上野 稔君) ご報告申し上げます。

ただいま出席されております議員さんが24名でございます。竹下議員さんが欠席の届けが出てございます。その他の方につきましては、追っつけお見えになるものと思います。現在24名でございます。

開議

- 議長(貝淵博治君) ただいまの報告どおり、出席議員24名をもちまして議会は成立しておりますので、これより会議を開きます。
-

- 議長(貝淵博治君) 会議録の署名議員を20番の直村静二君、21番の松尾千代一君、22番の池辺秀夫君、以上3名の方にお願いいたします。

なお、議場に出席を求めましたものの氏名は、お手もとに印刷配布しているとおりでございますので、よろしくご了承願います。

-
- 議長(貝淵博治君) それでは、市長のあいさつを願います。

(市長あいさつ)

- 市長(藤木秀夫君) 本日、ここに昭和47年の第1回臨時会をお願い申し上げましたところ、議員各位には公私ご繁忙のおりにもかかわりませずご出席いただき、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚くお礼を申し上げます。

ご審議をお願いいたします議案は、すでに皆さま方にはご承知いただいており、なおまた病院関係議員さんにはご苦労をお願いいたしまいました泉大津市和泉市の病院組合の解散についての議案と、これに関連いたします諸議案並びに職員の特別退職措置及び、これに伴う優遇措置条例の一部を改正する条例制定、なおまた、かねてお願い申し上げてまいりました助役の定数増加と選任について、及び監査委員、公平委員、教育委員の選任並びに任命につきまして等でございます。何とぞ慎重ご審議賜わりまして可決ご決定いただきますよう、お願ひ申

し上げまして、はなはだ簡単でござりますが、開会にあたってのごあいさつといたします。

- 議長（貝淵博治君） この際、おはかりいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の決定に基づき、本日と明29日の2日間と決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）
ご異議ないものと認め、28日、29日の2日間と決定いたします。

- 議長（貝淵博治君） それでは、これより日程審議に入ります。

日程第一「和泉市助役定数増加条例制定について」を議題といたします。
議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第3号

和泉市助役定数増加条例制定について

和泉市助役定数増加条例を次のように制定する。

昭和47年1月28日提出

和泉市長 藤木秀夫

和泉市条例第1号

和泉市助役定数増加条例（案）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第161条第3項の規定に基づき、助役の定数を2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

行政の複雑化、専門化の情勢に鑑み、本市に2人の助役を置く必要がある。これが、こ

の条例案を提出する理由である。

議案第 8 号参考資料

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）抜粋

第 161 条（第 1 項略）

- 2 市町村に助役 1 人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。
- 3 副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる。

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（坂口礼之助君） それではお許しを得まして、ただいま上程されました議案第 8 号「和泉市助役定数増加条例の制定について、その提案の理由並びに内容をご説明申し上げます。」

ご承知のとおり、近年における地方自治行政は、その所掌分野が広範多岐にわたり、その内容は複雑専門化いたしまいってございます。特に本市におきましては、ここ数年来、大都市の増大化の影響を受け、並びに日本住宅公団や民間デベロッパーによる住宅地の開発が急速に進展してまいっております。また、人口も 10 万人を突破いたしまいっておるしだいでございます。

また、過去、既存市街地におきましては、自動車交通量の激増、住宅、工場の混在等、都市的弊害が増加してまいりており、これらに対応する積極的な都市行政の展開が強く求められております。とりわけ、かねてより計画立案されております環境改善整備事業は、その規模内容におきましても、本市には他に類のない大規模かつ高度なものでございまして、これが積極的な増進は、現在の最も重要な課題となっております。これらの諸情勢に対応いたしまして積極的に市の行政を推進してまいりますために、助役の定数を 2 人に増加いたしましたく存じまして、本条例をご提案申し上げたしでございます。

なお、この条例は公布の日から施行いたしましたく存じておるしだいでございます。よろしくご審議のうえ、原案どおりご了決賜りますようお願ひいたします。

- 議長（貝淵博治君） 本案について質疑、ご意見ございませんか。一坂上君。
- 29 番（坂上国治君） ただいま総務部長から条例制定についての説明があったんですけども、これは私も一貫市長から十分お聞きしたいと思うんです。うわさに聞きますと現在 2 人の助役の方を任命しようと市長さんがされておるらしいんです。これは単に助役 2 人

つくってどないするんか、ただ助役をつくったらいいんだというだけの考え方だと私は思うんです。地元の方々のご意見も私は聞き及んでおります。なぜに市長がこんなやり方をするんだ、われわれは市に対して絶対にこれから協力はできない。だから、市のどこの部門かわかりませんけれども、町会関係から来て、私たちは町民から選ばれた町会長だと、町民のためには一生懸命に働きます。しかし、市側からみて、われわれは町会長だというふうなことを考えてももうては困るということで来ておるわけです。おそらくそれは同対部のほうへも、そういうことで町会長が来たはずだと思うんです。そういうことをなさろうとするあなたが、いったいこれは市長としてあるべき姿かどうかということを私は質したいんです。

まず、円滑にこの事業を推進しようとするならば、あくまでも頭を下げて、そうしてこの事業をやりやすいその地区に行って、そして、ひとつ助役さんにならえんかということを努めて、あたりまえじゃないかと思うんです。にもかかわらず、そういう努力はしておりません。あなたは市長のバッジほしさに出てきたことが、ここにありありとあらわれてきたんじゃないですか。この事業の完成を見られると思うておるんですか。私は絶対にあなたの考え方通りできないということを、あらためて私はここに断言します。

私のこの発言によって、あなたがどういうご答弁をなさるんですか。これは聞いてみるとわかりませんけれども、おそらくや満足など答弁はなされないであろうと私は思うわけでござります。とくと申し上げておきますけれども、あいまいなご答弁をなさらないように、みんながいかにもそのとおりだというふうな答弁をしていただきたい。助役の2人制には私は反対はないんですけども、市の職員の間に回っている新聞を私は見たんです。その新聞の名前を見たときに、私はそう感じたわけなんです。おそらく火のないところから煙は立たぬであろうと私は推察しているわけなんです。そこで、大きなことを申し上げても、市の職員のその新聞が間違つておったんか、あるいはそのとおりであったんか、今後、この事業の推進にあたって、どういうお考え方でどうじだのかということを具体的に市長からひとつご答弁願いたいと思います。

○ 議長（貝淵博治君） 市長答弁。

○ 市長（藤木秀夫君） この助役2人制をお願い申し上げておりますのは、私の立候補いたしましたときからの公約として、私は皆さんに唱えてきた問題でございます。なるほど環境整備の事業は非常にむずかしい事業でございすし、これは今までになかった時限立法としてできてしまひましたので、ここで2人の助役をお願いして、そしてこれに専任する助役でこれを遂行したい、かように考えてお願いしているわけでございます。その点どうかよろしくご了承賜りたいと存じます。

○ 29番（坂上国治君） そんな答弁であれば、私はあんまり聞きたくないんです。具体的に

言うて、そうすると、あなたが任命なさろうとしている方が、同和担当の助役になられた場合に地元の空気をあんた調べたことがあるんですか、悪いんですよ。それがために、そういうことをなさるために大きなマイナスが生じてくるということをあんたご存じですか。もうすでに私は申し上げましたように、われわれは市側から見て、町会長だと思うてくれるな、相談にも来てくれるなということを言われたはずだと思うんです。そうでしょう。それではおそらくプラスにならぬと思うんです。そんなことあえてなさろうとするあなたの市政に対しては批判せざるを得ないのであります。だから私はこの条例2人制ということには反対がないんだけれども、現在のそりした中での、あなたが任命なさろうとしているそりの線の中では、私はこの条例の改正には反対の意見であります。もっと心得てやりなさい。何べんも言うんですけど10万市民があんたのやり方を、みんな泣いていますよ。情けない市長、しっかりせいと。

○ 議長(貝淵博治君) 答弁よろしいですか、松尾君。

○ 21番(松尾千代一君) ただいま提案されましたところの助役2人制につきましては、私はその理由と申しますが、その2人制にしなければならないというその根本的な理由をもっとはっきりとしたところのご説明をいただきたいとともに、2人制にすればどれだけの効果があるか、価値があるかということを。

それともう一つ。これはとりわけ、とりわけということとの総務部長のことばがあったんですね。同和事業が含まれている中で、とりわけ同和事業をやらなければならない時点で、というようなことばがあったんですが、これはとりわけということとは、私不適当だと思うんです。そんなら、助役決裁で何もかもできるかということです。おそらく市長決裁でなければ何もできないだろうと思うんです。そうしますと、そのとりわけこしらえなければならぬという理由でならない。これは助役で決裁すれば、ものができるならば別なんです。助役にそれだけの権限を与えられますか、助役決裁でれますか。現在、同和室長がおりますよ、しかも部長クラスで、もちろん次長も置いています。各セクションにもそれぞれおります。その中でとりわけこされなければならないというような理由としては一点も見当たらない。ですから、その権限を助役にすべてをお任せするんだと、そしてその権限が助役決裁でものができるんだというなり、これは考え方もあるうと思います。しかしながら、いずれにしても市長決裁でなければならぬような仕事がほとんどだろうと思います。助役決裁でもできることはあると思いますけれども、すべては市長がやはり目を通して、そして決裁をおろすということになっているだろうと思うんです。だからね、ここではっきりしておいてほしいんです。2人制は別としまして、市長が助役にそれだけの全権を委任できるものかどうか、その点をはっきりしておいていただきたい。そして、その時点で再度、私も考えさせていただいて、再度、ご質問をさせていた

だきたいと思います。

- 議長(貝淵博治君) 市長答弁。
- 市長(藤木秀夫君) 助役決裁と市長決裁との、これはやはり区分もございますし、また、ある程度助役がそれに専念してもらつた場合には、すべての中央あるいは府等に働きかけていただけることは間違いないのでございます。この大きな事業が今までと違いまして、起こつてまいっておりますので、その点ご理解賜りたいと存ずるわけです。
- 21番(松尾千代一君) 助役にほとんどが任せられるんだというお考えだと、いまのことでは。そういうように解釈してよろしいか。助役でほとんどやっていただけるんだと、そして助役の決裁でほとんどがやれるんだということでおろしいのか。
- 市長(藤木秀夫君) いや、その点は助役でやれるということを申し上げておるわけではありません。目は市長として通して決裁をしなければならない、そういうことでございますんで。
- 21番(松尾千代一君) それでは市長はすべてやっぱり目を通さなければならぬといふんなら、別に2人でなければならないという理由にはならない。そこでもう一点つけ加えますと、一応やってみて、今日まで助役の空白が何ヵ月あったと思います。過去4年間にわたりまして、助役がいない期間が何日あったと思いますか。あなたそれをご承知ですか。それでもなおかつ、どうにかこの同和対策につきましても軌道に乗せてきた。もうほとんど軌道に乗っているんじゃないですか。細かく言わなければならぬようでしたら、一応細かく申し上げましょか。あなたはそれほどの愚者ではないと思います。私は賢明な市長だと思っております。だから言いませんけれども、言うてほしければ言いますよ。わからないとおっしゃるんなら、私は細かくきざんで三つ子にものを教えるように、細かく言いましょか。今日までの経過、過去4年間におきまして、助役空白の時期が何日あったか。それでも今までこうして同和事業についてどうにか軌道に乗せてきた。しかしながら、先ほどの坂上議員のおっしゃったとおり、どうにかできたことをこわしにかかっているというのが現状です。町会の協力がなくてできませんか。できるなら一べんできるんだということをはっきりおっしゃってください。そして助役が空白であった時間がどれだけあったか。それでもこれだけ軌道に乗った時点におきまして、2人置かなければならぬんだということを一応うかがいたい。私は、あんたが賢明な方だと思っておりますけれども、あなたの腹の中に入ったわけでもございませんので、知能指数をはかってみたこともございません。だから、私は賢明だと思っておりますけれども、あるいは愚者かもしれません。だから、三つ子にものを教えるように細かくきざんで話をしてもいいと思います。だから十分、私のただいまの質問に対してもお答え願いたい。

- 議長（貝淵博治君） 市長答弁。
- 市長（藤木秀夫君） すべてものは分業的にやって成功しないということはないと私は確信しておりますので、こういう多くなりました予算におきましても倍増になっておりまするその点に、この2人制の助役をお願いいたしたい、かように考えるわけでございます。なるほど、仰せのとおり軌道に乗ってまいりましたことは皆さんのおかげだと喜んでおりますが、まだ実行に移しておるところがあまりありませんので、これから実行して移してまいりたい。あと7年間の期限しかございませんし、その間になるべく努力いたす、かように存じまして、ご理解願っているわけでございます。その点、どうかよろしくご理解賜りたいと存じます。
- 21番（松尾千代一君） 町会の問題をあんたはまだわかっていない。町民の総意というものがどういうところにあるか。先日来、キュークにご出席だと思いますが、そのときの状態をどういうふうに見てこられたのか、それも合わせてお聞かせ願いたいと思います。だから、町会が協力しないというような形になりますと、ますます混乱のるつぼに身を沈めなければならぬような現状になってきていると私は思います。だから、そういうことを十分考えられて、そうしてあんたがやっていこうとするのか、それとも、やらないために助役の2人制を主張されているのか。ただいま、やるためにということをおっしゃったと思うんですけど、おそらくそれは逆だと私は申し上げたい。先ほど坂上議員もおっしゃったとおり、そんな不合理きわまりない行き方については断固として私は反対する。ですからまだあんたはわかっていない。先ほどから申し上げましたように、助役の空白の期間がいくらあったなんか、その中ですらこれだけのことをやってきたんだ。予算が倍にも3倍にも膨張したから2人でなければやれないんだとそんなことは理由になりません。予算は助役がつくるんですか、予算というものはだれが組むんですか、市長が組むんですか、市長はだれに命じて、だれにつくらすんですか、助役がもしできたと仮定しても、同対室にこれを命じて、そしてこの事業についてはいくら要るんだと質したうえでやっていく。さらに、マスター・プランという名のもとに書かれている絵もあります。その中で、いまさら助役2人を置くというような不合理きわまりないことは、私は断固として反対するとともに、今後、市長の考え方では、進行しないことだけを断言させていただきます。進行しないならしないでいいんですよ。私は強制する権利はありません。だから、やるんだという、本当のものを私はおうかがいしたいんです。しかし、現状の市長のお考えでは、やらないということがはっきりうかがえるようにしか受けとらねばならない。先ほど坂上議員がおっしゃったように、やる意思がおそらくないんじゃないかな。そのため町会を、町民を、地区住民を分離させ、波乱を巻き起こさせて、そしてそれをいいからこうにして、町会の方がまとまっていないから、この事業はやれないんだと、あんたが述べたいんでしょう。その口実を設け

るためにはそういう姿勢をとっているんだと私は思います。だから十分、私たちの申し上げていることを、あんたが考えたうえで、はっきり、やれないならやれない、どんなことをしてでもやるんだと言うて、私たちの納得のできるようなご回答をいただきたい。

○ 議長(貝淵博治君) 市長、答弁。

○ 市長(藤木秀夫君) やります。

○ 21番(松尾千代一君) やりますと、口では言りけど、やれないことをしながらやるというのは、私は絶対に、これは「はいそうですか、やって下さい」とは言えません。口で言いくらいは百倍も言えます。だから、実際はやらない覚悟で、やらないつもりで言っているんでしょうね。やれないようにするために、助役2人制というものを打ち出してきて、そうとしか受け取れない。だから、実際の方針としてはやれない方針なんです。そのまかしに乗りません。どまかそりとしたって、あんたも米を食ってると思いますけれども、私もいさか米をやっぱり食っております。一べん私をだまされるなりだましてみなさい。あんたの中に入ったとは申しませんけれども、いさかかなりとも、あんたの人柄なりを知っているつもりなんです。だからあんたが、いかにりっぱなことばをおっしゃっても、実際現われてきているものは、そういうことが、ここにはっきり現われているんじゃないかな。2人制の必要性についても、そんなことで、私たちをだまそりとしたってだまされません。だから、この問題については、断固として私は反対させていただきます。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○ 議長(貝淵博治君) 直村君。

○ 20番(直村静二君) 先ほど市長から、この助役2人制は立候補のときの選挙の公約だということですね。その時点で、私も新聞を見て、今度は助役を2人になると、もちろん、その前には池辺市政を引き継ぐと、こういふうに新聞紙上で市長が言われたと。この点についてちょっと質問したい。あなたは、先ほどの総務部長のご説明では、民間デベロップの進出とか、複雑化してきているということでしたが、あなたは、池辺市長を今まで見た感じとしては、助役が1人やったから、これはうまくいかなかつた。だから、2人にしたほうがうまくいくけれど、そういうことで、この助役の2人制を出したんか、その点一点お聞きしたいと思います。

○ 議長(貝淵博治君) 市長答弁。

○ 市長(藤木秀夫君) どうしても時限立法であるところの事業はやらなければならぬという義務がありますので、それでここに皆さんにご了解を求めているんでございますので、その点どうかよろしくご了解賜りたいと思います。

- 20番(直村静二君) 言わんとするのはわかるんですけど、私の言っているのは、1人やつたらできないのか、2人やつたらできるのか。あなたは2人やつたらできるんだという立場で出したんではなかろうかということをお聞きしたんで、その点はっきり答弁してください。そういうふうにして、1人やつたらだめだったと、2人やつたらいいけど、あんた、先ほどの松尾議員の質問に対し、やります、ということを言ったんですね、それはその中に入っているんじゃないですか。2人やつたられますということにもなると、私もそう思って確認をしておきたいと思うんですけれども。
- 市長(藤木秀夫君) なかなか皆さんもご存じのように、この事業は相当大きい事業でございますので、その点は何回申し上げましても同じことでございます。常任1人の助役ではなかなかむずかしいということが考えられますので、その点を皆さんにお願いしているわけでございます。どうぞよろしくご理解賜わりたいと思います。
- 20番(直村静二君) 1人やつたらむずかしいと、今度は2人やつたらということで、そのうちの1人が同和担当助役、このことも間違いないわけですか、その点も。
- 市長(藤木秀夫君) そうです。
- 20番(直村静二君) では、実は松尾議員も言われましたように、助役の空白になってしまったわけですね。そうすると、私の聞き及んでおりますのは、同和事業関係で、現地へ行きいろんな交渉している中で、市長と助役が意見が食い違ったと、また、助役が地元に対して約束をした、そのことで市長が再確認をして、いや、それは違うんだというふうな食い違いが出た場合に、これは最高責任者は市長ですから、場合によっては助役が責任をとってやめていくという場合もあるかと思いますね。その点から、2人ということになったんじゃないかなと思うんですけども、その場合に、その助役2人おれば、たとえば1人やめても1人残っていると、また次1人入れておこうと、こういう形になる懸念はないか。そういう懸念があるから、2人の助役の提案について相当みな各議員さんも心配しているんじゃないかな、こう思いますのでお尋ねいたします。つまり今度2人になる予定のうちの1人の助役さんが同和担当助役ということになれば、当然、これは部落解放同盟と市との窓口1本化ということですから、おもにその担当助役は部落解放同盟との窓口ということになるわけです。そうすると、あの残る助役さんは全体の立場から市長を補佐していくということですが、その点も再確認をしておきたいと思います。1人は同和担当助役、まして窓口1本化ということを市が言うているんですから、部落解放同盟との折衝に唯一の窓口と、こう解釈するんですがね。そうすると、あの町会との関係については、これは同和担当助役がするのか、それとも、もう1人残っている助役がする

のか、その点明快にご答弁願いたいと思います。

○ 市長（藤木秀夫君） そういう事務の分担は、かような考え方でおりますが、この同和事業は各課にわたって絶対に関係いたしておりますので、一口にそういう事務の分担はしてもらっておりましても、それはまいらない場合も起つてまいります。しかし、昨年の定例会にも申し上げましたように、これを遂行するうえには、どうしても国・府に頼る以外に何もございません。してみれば、中央あるいは府というところに出張ということもございますので、非常に事務は多忙になるんでございまして、その点ご賢察賜りまして、どうかよろしくご了承賜りたいと思います。

○ 20番（直村静二君） そうすると、言わんとするところはよくわかるんですけれども、私の意見を言うとおきますと、先ほど言いましたように、2人ですから、1人が市長と意見が違った場合には、責任とてやめるという場合には、あと1人が残っていると、それを担当させておいて、それにまた追加するという、段取りのいいような立場での助役の2年制、そういうふうに受けるわけですが、その点については賛成したいと。それと担当助役が窓口1本ということであれば、当然、この窓口1本化に反対だという、こういう意見があって、これ以外に、市民、地区住民の中で、やっぱり町会として何とかやっぱり同和事業についてともに民主的なルールでやりなさいという意見が出た場合、これについてもこれは同和担当助役が対処しなければならない。そのときに私は市長の態度が明確にすれば、これは助役2人はいらない立場となるわけです。

第3点は、人口10万規模で、助役が2人もいるんか、いらない。つまり今までの助役の問題は、これは市長が明確な方針、公正な執行、これを堅持していないから、やはり助役をやめさす、また、やめるということで空白ということになったんじゃないかと思うんです。その点は、私は市長自身の姿勢、それによって、これは助役の1人制で十分できる。その他総務部長から同対室長もあるんですから、その点を明快にしていかないと、3人に対しても4人に対しても同じことですわ。いま和泉市で問題になっておるのは、市長の公正な同和事業に対する新しい取り組み方を望んでいるわけです。単に助役を2人にしたから片付く、そういうふうな問題でないこと、この点を特に申し上げておきますので、だから、この2人制については、いまの状態では10万市民の規模からいって、同和担当助役をつくるということだけでは、これは何ら2人にする意味がないということですね。これは市長の市政方針、執行状況、これをはっきりすれば解決するという、そういう点では、共産党としては、2人制については反対します。だから、同和事業についての姿勢、その点をもう1回明快にご答弁願いたい。窓口1本化をあくまでもやっていくのか。町会の方とも十分相談して、地区住民全体の利益になる、そ

いう執行のしかたをするんか、この二つについて明快にご答弁を願いたいと思います。

○ 市長（藤木秀夫君） その点につきましては、地元の事業遂行をするうえにおいてご理解願うよう努力いたしたいと思ってあるわけでございます。

○ 21番（松尾千代一君） 窓口1本化ということにつきましては大きな問題が残つてくることは当然なんです。先ほども申しましたように、町会と解放同盟との対立をいかに処理していくのか。それで処理されたあとで処理されれば、これは円満解決を見たときには、助役1人でもけっこういけると。だから、そういう町内の、地区内のこと棚に上げて、それと合わせて自分の無能力といいますか、その難能力を棚に上げて、そうして助役に2人制を置かなければスムーズにいかないんだという、そんな無能をカバーしようとするところに、私はさらにこの問題については反対せざるを得ない。だから、すなはて、私の力が足りないんだ、ということをはっきり言いなさい。そうすれば、そのように私はとうてい1人ではこなせないんだ、私の力は及ばないんだ、そうしたうえで、地区の状態をもっと整備されたうえでこの問題を整備されるながら、考え方もまたあります。

また、くどいようなことでございますけれども、私は前回の定例会におきましてご質問申し上げましたるところの問題が、ほんとうに正式にご回答いただいておりません。いったい議会を開会するまでに時間が何ぼあったと思うんです。その間に本会議で約束したところのご回答もいただけないというようなことでは、この事業を遂行をられると思うんですか。断じてこれは無能だと私は申し上げたい。むづかしい質問ではなかったと思う、ごく簡単な、当然過ぎるほどの答弁しか求めてない。にもかかわらず、今日に至りましても、それらしい回答はまだいたしておりません。その中で、「私にこれを同意しろ、こうしろ、いかに口をすっぱくして言われましても、私としてはこれは納得できません。だから、先ほど申しますように、三つ子にわかるように、一べん言うてあげましようか。あんたは私は愚者でないと思うから、できるだけそういうことは申し上げたくないと思いますけれども、その回答を先にいただきましょうか。そうしたうえで私は考え方直してもいいと思います。

（「先に教えたれ」と呼ぶ者あり）

教えたって、聞く耳がないんだもの。だから、先ほど申し上げたように、あんたが幸地区を混乱に巻き込んで、そしてそれを理由にやらないんだという姿勢なんですよ。地区がまとまつていられないからできないということで、逃げ場をつくるために、まず混乱をさすということに専念されているとしか考えられていません。そうですね。

（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

私はそういうふうに解釈しております。その解釈で間違っておりませんね。間違っているん

なら間違っているとおっしゃって、それで間違っているとおっしゃるならその理由を付けて、そしてあなたの言つてることは間違っているとおっしゃっていただきましたら、私はまたそれに対してまたご返答申し上げましょ。

- 議長(貝淵博治君) よろしいですか、松尾さん。
- 21番(松尾千代一君) 回答求めていますねん。
- 議長(貝淵博治君) 市長答弁。
- 28番(藤原要馬君) 議長、関連でひとつ発言を求める。市長の答弁を聞いてみるとずかしい問題が出てくると思うんですけれども、2人制にするということになれば、はっきりしていかなければならぬと思うんですよ。2人制にするのは、こういう理由があるんだからするんだということでなければいけないと思うんです。だから、同和対策事業でやるんだというようなことは、これはいい加げんじゃないかと思うんです。それに2人にしたって、いろいろの問題もあるだろうと思いますので、皆さんの納得のいくように、2人制にしようとする意思がはっきりしたから、市長はこれを提案せられたと思うんですよ。だから、2人制にする公約だけでは困ると思うんです。公約した中で、はっきりと、2人制はこういう理由でするんだということがあったろうと思います。そこらをもっとはっきりせんと、これは長引いてくるんじゃないかと思いますが、その点合わせてお願ひしたいと思います。

それから、松尾議員の過日の一般質問の中での回答を求めておられるわけでございますが、これはちょっと松尾議員の方はおかしいと思うんです。ということは、それまでにやはりその議題に市長が回答しておかなければならぬ問題だと思うんです。それで、きようことで回答を求めるということもおかしいし、そのとき私は欠席しておりましたので、どういう発言であり、どういう答弁であったのか知りませんけれども、そのときのあり方といふものはわからないんですけども、市長が答弁をし、回答しなければならない時点にあるなれば、直ちにやっておかなければならぬと思うんですけれども、その点もおかしいと思うんですが。

- 議長(貝淵博治君) 市長、2人制助役という必要性を説明しないとだめじゃないですか。
- 市長(藤木秀夫君) 先ほどからしているんですが、わかりませんかな。
- 議長(貝淵博治君) わかりませんかと、私がおこられても困りますがね。
- 21番(松尾千代一君) 先ほどの回答のほうからお願ひしたいんですけどね。
- 29番(坂上国治君) 先ほど松尾議員の質問に対して、大きな声で、やります、という市長の一聲を聞いたわけです。あんたは何をやるんですか。この事業を進めていくの、破壊をやるの。さっきからみんなが言つてること、もっとあんた性格入れて聞きなさいよ。何を聞いているんですか。私もさっきからるる申し上げたでしょ。実は、こうこう、こうと町会のほう

もこうやということをはっきり言うたはずなんです。それでもかかわらず、池辺市長が難儀して軌道にどうにか乗せてきた、その軌道からあんたがこれを落としてしもうた、そうでしょう。そして大きな声で、やりますと、何をやるんですか、あんたのやろうとする事業は、この事業を破壊してやるといふしか、われわれは考えられぬですよ。せやから、私はこれを破壊しますとか、これを実現しますとか、はっきり言いなさい。やりますと、何をやるんかわからない、われわれの見解では、破壊をやるとしか解釈できない。だから、この助役の2人制については反対といふことを表明しているんですけれども、大きな声でやりますと、その、やりますの理由をはっきり言いなさい。ところが、破壊をやりますとしか言えないでしょう。これは先ほどから松尾議員なり、いろいろの各議員が質問した、この関連性があるんで、それを答えてください。実現しますと言うんなら、何ぼでも私は質問しますよ。めったに答弁できぬはずですわ。まず、町会をまとめ、そしてその人らの気にいるようにしなければいかんやつを、あんたが悪うしたんやないか。これから二度と町長さんに行つたかて、受け付けませんよ。せやからまだそれを聞いてないんなら、おそらく同対室長あたりがこれを聞いたと思うんです。同対室長からでもそのことを進言してやりなさい。もし言ひてないとするならば、こういう事実があったということを。市長が言えんなら、同対室長あたりからでもけっこうです。ここで一べん部長からでも聞かしてください。

○ 同和対策部長（小林一三君） 実は、一昨日でしたか、町長さんが2名お見えになりました、ご承知のように、当初予算で計上してございました有線放送の問題でございます。これは前年対市交渉の中で、地域の中に、有線放送が必要だということで、連合会長さん、いわゆる木下連合町長さんに、昨年の春だったと思いますが、ご説明にあがつたときにも、まあ、それだったら、町会のほうからでも要望書を出そうということで、一体どういり計画なんだということです……

○ 議長（貝淵博治君） 部長、これは提案理由の趣旨と反対していると思うんですよ。だからもっとこれに関連した、いま出している議員に関連したことの答弁をお願いします。

○ 同和対策部長（小林一三君） いまの問題にからんで、いわゆる放送施設の本部を幸会館と部落解放同盟2カ所に設けるという技術的な結論にも達したわけでございます。その際に、いま言いました町長さんの方から、その2カ所については問題があるので、われわれは反対だという。したがって、以後同和対策事業はもちろんのこと、他についても、わしらは責任とれんということで、約6時間半にわたる話が決裂といふんですか、終わったわけでございます。それが同対部で一昨日あった話の内容でございます。

○ 29番（坂上国治君） 部長、あんたにいま聞いただけじゃなしに、われわれは町民から選

ばれたんだと、そやから町会はやりますと、しかし、市側から見て、われわれを町会長だと考
えてくれるなということがなかつたんですか。あつたんですか。

- 同和対策部長（小林一三君） そのことは、いま言いますように、町会のほうは幸会館1カ
所と思っておつたということから、部落解放同盟和泉支部に放送施設を置くということとの2カ
所については、われわれは聞いてない。したがつて、いま議員さんがおっしゃいますことばは
確かに連合会長さんからありました。

- 29番（坂上国治君） そういうことで、いまの部長の話、市長も聞いたと思うんですけど
ども、もう町会長やと思うてくれるなど、市のほうに協力できないといつよう状態で、あん
たが町会・支部のご了解を得てと、ご了解が得られますか。ご了解を得られますと言つんなら
得られると、一べん言つてみなさい。そやから、ここにずらりと26人の議員が並んでゐる
この議員をどまかそりとするあんたの姿勢が悪いと言つてます。わかりましたか。あんた、26
名の議会議員をだまそりとしているんじゃないですか。そんなことは三つ子でもわかっている
んじゃないかな。市に協力もできないといつ連合会長に、どないして了解求めるか、私はこうし
て了解求めるといつ名案があつたら、一べん言つてみなさい。おそらく言えないはずですよ。
そやから私はこれ以上この問題について時間をとるのも、皆さん方にご迷惑だと思つますし、
私はそりうあんたの趣旨の条例改正ということには反対意見で終わります。

- 議長（貝淵博治君） 他に質疑ご意見ないものとして、これを終わります。

- 21番（松尾千代一君） ありますよ、ほくの回答をいただいておりません。

- 議長（貝淵博治君） 言うたかて、回答がないのに、あんた1人しゃべっても、しゃあない
でしよう。

- 21番（松尾千代一君） 回答なしにしゃべってもしようないといつけど、ほんなら私は、
回答あるまでしゃべりましようか。一べん言いまっさ。回答できないといつんなら、できるよ
うにしてあげましようか。

- 議長（貝淵博治君） 質問と答弁とが並行しているんで、できの悪い市長だけども、議長の
言うことも少し聞いてください。

- 21番（松尾千代一君） われわれは議会人ですから、議会に協力することはやぶさかでは
ない。しかしながら、市長がこの態度では、私はこの市長に対する、いわゆる今後の問題点に
つきましては、たとえいかなることがございましても、私は断固として反対せざるをえないと
いうような立場に追いつめました。今日から一切協力しないことを私は皆きんにここでお誓
い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 市長、松尾議員に納得のいくような回答はできないにしても、あんた

回答しないというような態度をとらずに、ひとつ謝罪的なことばをお願いします。

○ 市長（藤木秀夫君） 松尾議員に納得していただくよう答弁はできないということは、これは非常に申しわけないのでございますが、この環境整備事業のむずかしさというのは事実でございます。まあ、私なり職員一同がいろいろと苦心をいたしておりますので、その点いかんやないかということでおしかりいただきまして、こうしたらいわゆらないかと、とりあえず環境整備するうえにおきましては、地元さんを何とか解きほぐさないかんという目的は、お互いつでございますので、これは互いに争っておっても、ものはできません。その点をひとつ何とかご指示賜りますればけっこうだと思いますので、悪い市長で、これはおしかりばかりでございますので、その点は何とぞ教えていただきまして、そして今後、まず2人制の助役は過分というようなおしかりはあろうかと思いますが、何と言うても、病院の分離問題も起こってまいっておりますし、いろいろと事務的に多忙でございますので、その点まあ、一ときのこしんぼう賜りたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○ 21番（松尾千代一君） 私はここで一言申し上げておきたいんですけども、たとえいかなる市長のおことばがございましても、先ほどもご返事いたしましたように、この2人制につきましては、断固として反対をさせていただきます。そして先ほどの回答については、もうしばらく猶余いたすといたしまして、そして前回の回答について書類でいただくということを確約してございます。と同時に広報にも回していただくように確約してございますので、いわゆる即答はできないと思うんで、時間を預けたわけなんです。そういうことでございますので、あとでもけっこうです。何日ごろに回答申しますと、それでけっこうなんです。時間のほどは制限いたしませんから、どうぞその点だけよろしく。

○ 29番（坂上国治君） 議長、確認だけ。あのね、松尾議員には満足な答弁ができなかったと市長から言うてくれた、しかも、さっきは、やりますと其きな声で言うたけれども、破壊やるんか、事業の推進をやるんかの質問に、これに市長の返事がないんで、破壊をやるということで確認さしてもうりてよろしいか。

○ 議長（貝淵博治君） 市長答弁。

○ 市長（藤木秀夫君） どうも、ご解釈は適宜であります、私はさようなことを申し上げておるわけではございません。ものを成り立たせるためには、極力それに向かって努力したいということを申し上げておるのでございます。

○ 29番（坂上国治君） それであれば、町会が協力してやらんということになつたら、この町会と支部とのご了解が得られますか。池辺市長の時分には軌道に乗せて協力体制に入つたわけで、それをあんたが軌道から落してしまった、そりでしよう。それは市長のいままで

やってきたことが、行政のあり方が悪いためにそっぽ向いてしまうところへ持っていくって、了解とりますと言ったって、了解とれませんよ。

○ 市長(藤木秀夫君) そんな落したような覚えはございませんが、向こうさんはどうおしゃっているか知りませんが、私にはまだわからんわけです。

○ 29番(坂上国治君) 落した覚えはないというんなら、以前の議会でもあったように、酒飲みに行くのが大事か、市の事業をやるのが大事かというときになったときに、はっきりと確認をとられたでしょう。酒飲みに行くほうが大事ですということになったんでしょう。議事録を調べてみ。あんた、自分の言うことが知らんのか、そのときは全議員が知っているはずだ。そのときに、酒飲みに行くほうが大事だということで、あんた、確認をちゃんと取られていましたので、それらもみんな感情悪くしているわけや。そういうことによって、あんたが軌道から落した。これは電車や汽車と違うんですよ。ものの言い方、たとえ方にそう言うんです。あんたのやり方じゃ、軌道から落したというふうに、みんなが解釈をするんです。そやから、そういうことを十分どたまの中に入れておきなさい。そんな答弁なったるかい。それでも和泉市長の答弁というのか。私の答弁に一つも答えんじゃないか。今後はどういう方法で、どういうふうにして皆さん方に了解とると言っても、了解とれるかい、そんなもの。そんなことで了解とれると思うたら、あてが違うぞ。そやから、このままの状態でいたら、だれが判断しても、これを破壊するんだというしか解釈できんじゃないか。その質問に対して、それは考え方が自由やというんなら、それでよろしいけど、われわれも自由に判断していきます。こんなこと何ば言うたかて同じことや。そやがら、あんたでは何にもできんということ。こんなもん、何ば言うたかて、馬の耳に風やから言う必要はないから私はやめておきます。

○ 議長(貝淵博治君) これをもって質疑応答を打ち切ります。

おはかりいたします。本案について一部反対の方もありますので、挙手により採決を行ないます。

本案を原案どおり承認される方の……

(「反対のほうを先に」と呼ぶ者あり)

本案を原案どおり承認するに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

賛成多数により本案は原案どおり可決されました。

- 議長(貝淵博治君) 次に、日程第2「助役の選任について」を議題といたします。
議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第9号

助役の選任について

本市助役に次の者を選任するについて、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求める。

昭和47年1月28日提出

和泉市長 藤木秀夫

住 所 和泉市若櫻町535番地

氏 名 辻 忠夫

生年月日 明治41年2月16日

職 業 畜業

住 所 和泉市寺門町129番地

氏 名 藤田利

生年月日 大正2年8月8日

職 業 無職

議案第9号参考資料

地方自治法(昭和22年法律第67号)抜き

第162条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

第163条 副知事及び助役の任期は、4年とする。(以下略)

第164条 公職選挙法第11条第1項の規定に該当する者は、副知事又は助役となることができない。
(1)

(第2項略)

第166条 副知事又は助役は、検察官、警察官若しくは収税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねることができない。

2 第141条、第142条……の規定は、副知事及び助役にこれを準用する。

(2)(3)

註 (1) 公職選挙法第11条第1項の規定に該当する者

ア 禁治産者

イ 禁錮以上の刑に処せられその執行を終るまでの者

ウ 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

エ 法律で定めるところにより行なわれる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者

(2) 地方自治法第141条の規定（要旨）

普通地方公共団体の長は、衆議院議員、参議院議員、議会議員及び常勤の職員と兼ねることができない。

(3) 地方自治法第142条の規定（要旨）

普通地方公共団体の長は、その地方公共団体等に対し請負をする者又は主として同一行為をする法人の取締役等であることができない。

○ 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。

○ 市長（藤木秀夫君） 議案第9号、助役の選任について提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。

玉置助役が昨年7月、健康上の都合で退職いたしましてから助役が空席の状態のまま今日に至っており、議員の皆さま方、また市民各位に多大のご迷惑をおかけいたしておりましたことを深くおわび申し上げます。先ほどの議案第8号で、助役定数増加条例をご議決賜りまして、本市助役として辻忠夫氏並びに藤田利氏をご選任していただきたく、ご提案申し上げるしたいでございます。

辻忠夫氏は南松尾村長から、昭和31年9月1日、町村合併により、和泉市発足当時助役に就任以来、11年有余の長い期間にわたり、本市助役として活躍してこられた方で、昭和42年に一身上の都合によりご退職せられたわけでございます。現在は南松尾校区連合会長の要職にあって、地域住民の福祉にご貢献せられておりますことはもちろん、町会組織を通じ、市政の進展に多大のご協力を賜っております。このゆえに、自治体業務については、特に精通されており、人柄・識見ともにすぐれた方であります。

また、藤田利氏は、本市寺門町に居住せられ、堺商業学校をご卒業のご経歴を経まして、株

式会社津田工業所の代表取締役、株式会社阿知波組副所長、北東自動車工業株式会社専務取締役等を留任せられ、現在、町会長として地域社会の発展にご尽力賜っております。人格・識見ともにすぐれた方でございます。何とぞよろしくご同意賜りますよう、お願ひ申し上げます。

- 、議長（貝淵博治君）おはかりいたします。本件を原案どおり同意するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認めます。よって、本件を原案どおり同意することに決します。

おはかりいたします。選任同意を受けましたが、助役さんにこの際、ごあいさつを受けます。

（助役あいさつ）

- 助役（辻・忠夫君）一言、ごあいさつ申し上げます。

このたび浅学非才の私たち2人が和泉市の助役にご選任いただきまして、身に余る光榮でございます。この大任を果たしうるかどうかということについては非常に疑問でございますが、老骨にむち打ちまして十分勉強いたしたいと考えております。何にいたしましても、皆さん方のご指導、ご鞭撻、ご援助をいただかなければ大任を果たしえないと存じますので、今後一

そうのご指導、ご援助を賜りたいと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

はなはだ簡単でございますが、ごあいさつに代えます。ありがとうございます。（拍手）

- 議長（貝淵博治君）次に、日程第3「監査委員選任について」を議題といたします。
議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第10号

監査委員の選任について

議員のうちから選任された監査委員 貝淵博治の退職に伴い、次の者を監査委員に選任するについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

昭和47年1月28日提出

和泉市長 藤木秀夫

記

住 所 和泉市伯太町3丁目7番1-2号
氏 名 山田清二
生年月日 大正7年3月22日
職 業 会社員

議案第10号参考資料

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜き

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、財務管理又は事業の経営管理について専門の知識又は経験を有する者（以下本款において「知識経験を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が4人のときは3人又は1人、3人以内のときは1人とするものとする。

（第2項以下略）

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。
- 市長（藤木秀夫君） 議案第10号、監査委員の選任について提案理由の説明を申し上げます。

本市監査委員は条例に基づき、その定数は2名でございまして、議会職員及び学識経験を有する者より、それぞれ1名で構成されております。前委員の貝淵委員さんには、昨年10月議長ご就任にあたり、ご退職せられ、以来空席となっております。つきましては、後任委員として山田清二議員さんを選任いたしたく、ご提案申し上げたしたいとございます。何とぞよろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 本件を原案どおり同意するに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第10号、原案に同意することに決します。

誠に昼食が遅れて申しわけありません。2時まで休憩いたします。

（午後1時休憩）

(午後2時6分再開)

○議長(貝淵博治君) それでは休憩前に引き続きまして会議を続行いたします。

新しく任命されました監査委員の山田君との際、ごあいさつをお願い申し上げます。

(監査委員あいさつ)

○監査委員(山田清二君) 一言、ごあいさつを申し上げます。

はからずも今回、監査委員に選任されまして、議会の同意を得まして誠にありがとうございます。なにを申し上げましても初めてのこととぞざいますので、これから皆さんに一つ一つ教えていただき、またさらに勉強して、皆さんのご期待になんとか沿うていけるように努力いたしますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げ、簡単ではございますが、ごあいさつに代えさせていただきます。(拍手)

○議長(貝淵博治君) 次に日程第4「公平委員会委員の選任について」を議題といたします。
議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第11号

公平委員会委員の選任について

公平委員会松田金之助の任期が昭和47年1月31日に満了するので、次の者を委員に選任するについて、地方公務員法第9条第2項の規定により、議会の同意を求める。

昭和47年1月28日提出

和泉市長 藤木秀夫

住 所 和泉市太町145-29

氏 名 松田金之助

生年月日 明治37年2月15日

職 業 無職

議案第11号参考資料

地方公務員法(昭和25年法律第261号)抜き

(人事委員会又は公平委員会の委員)

第9条 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもって組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に關し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

3 第16条各号(第4号を除く。)の一に該当する者又は第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者は、委員となることができない。
(1)

4 委員の選任については、そのうちの2人が、同一の政党に属する者となることとなつてはならない。

[第5項から第8項まで略]

9 委員は、地方公共団体の議員及び当該地方公共団体の地方公務員(……〔中略〕……)の職を兼ねることができない。

10 委員の任期は、4年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

〔注〕(1) 詐治産者、準詐治産者、禁と以上の刑の執行中又は執行猶予中の者、本市で懲戒免職を受けてから2年以内の者、日本国憲法又は政府を暴力で破壊することを主張する政党等を結成又は加入した者。

○ 議長(貝淵博治君) 提案理由の説明を願います。

○ 市長(藤木秀夫君) 議案第11号、公平委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、公平委員としてご尽力賜っております松田金之助氏は、昭和43年2月1日、皆様方のご同意をいただきまして、今日までその期間を委員会活動にご努力を賜つておりましたが、1月31日をもって任期満了となります。

ご承知のように、同氏は人格・学識とも立派な方でございまして、公平委員として適任者と存じますので、再度、松田氏を委員に選任するにつきまして、皆様方のご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なおご参考までに松田金之助氏の略歴を申し上げますと、現在、太町145番地の29にお住いになっており、明治37年2月15日生れ、満67歳でございます。以前に聖ヶ岡町会長

及び和泉市町会連合副会長等を歴任されており、最終学歴は大阪工業学校高等部を卒業、現在は無職でございます。なにとぞよろしくご同意賜りまんようお願ひいたします。

○ 議長（貝淵博治君） お諮りいたします。

本案を原案通り同意するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認めます。よって議案第11号を原案通り同意することに決します。

○ 議長（貝淵博治君） 次に日程第5 「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第12号

教育委員会委員の任命について

教育委員会委員好本一二の任期が昭和47年1月31日に満了するので、次の者を委員に任命するについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

昭和47年1月28日提出

和泉市長 藤木秀夫

住所 和泉市黒鳥町919番地

氏名 好本一二

生年月日 大正15年3月20日

職業 会社役員

議案第12号参考資料

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）抜粋

（任命）

第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及

び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

- (1) 草禁治産者又は破産者で復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者

3 委員の任命については、そのうち3人以上(……〔中略〕……)が同一の政党に所属することとなってはならない。

(任期)

第5条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(兼職禁止)

第6条 委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員と兼ねることのできない。

○議長(貝淵博治君) 提案理由の説明を願います。

○市長(藤木秀夫君) 議案第12号、教育委員会委員の任命についての提案理由ならびに内容のご説明を申し上げます。

本市教育行政の運営に格段のお力添えをいただいておりました好本一二さんが、本月末をもって任期満了となります。過去4年間の豊富な経験と人格、教育界への信望等合わせ考え、教育委員としては適任者と考えますので、同氏を教育委員に選任いたじたく提案申し上げる所存であります。

ご承知の通り、好本氏の住所は黒島町919番地、大正15年3月20日生れで46歳。好本織布株式会社の専務取締役の職務の片わら、本市教育委員に就任願っておりますが、ご本人は旧制鳳中学校から大阪工業専門学校、さらに東京工業大学繊維工学科を昭和24年3月ご卒業された方で、本市教育委員として最適任と存じておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、任命について議会の皆さん方のご同意を賜りますようお願い申し上げ、提案の理由に代えさせていただきます。

○議長(貝淵博治君) お諮りいたします。

本件を原案通り同意するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないと認めます。よって議案第1・2号を原案通り同意することに決します。

- 議長(貝淵博治君) 次に日程第6、「和泉市職員の特別退職措置及びこれに伴う優遇措置条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。
議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第6号

和泉市職員の特別退職措置及びこれに伴う優遇
措置条例の一部を改正する条例制定について
和泉市職員の特別退職措置及びこれに伴う優遇措置条例の一部を改正する条例を次のように制
定する。

昭和47年1月28日提出

和泉市長 藤木秀夫

和泉市条例第1号

和泉市職員の特別退職措置及びこれに伴う優遇措置
条例の一部を改正する条例(案)
和泉市職員の特別退職措置及びこれに伴う優遇措置条例(昭和45年和泉市条例第16号)の
一部を次のように改正する。

附則第2項中「初年度及びこれに引續く次年度」を「年度から昭和49年度までの間」に改め
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

最近における社会経済状勢および当面の人事管理上の諸事情に鑑み、附則第2項の適用期間を
延長する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（坂口礼之助君） それではただいま上程をいただきました議案第6号、和泉市職員の特別退職措置及びこれに伴う優遇措置条例の一部を改正する条例案について、提案の理由もびに内容をご説明申し上げます。

この退職優遇条例は一昨年、45年10月、第3回定期市議会で総務委員会のご審議を経て可決いただき、初年度は11名に適用、本年度は2年度に当たってございます。条例の基本は満55歳に退職を勧告し、これに応じ退職するものに對し優遇措置を適用する建て前でございます。

また中堅職員の勤続20年以上で55歳以下のもの及び満56歳以上のものにつきまして、条例施行の年度と、次年度に關係優遇措置の適用を特例的に行なうことになっております。今年度はこの条例措置の最終手当に当たるものでございますが、諸般の事情を勘案いたしまして特例適用期間をさらに3カ年延長いたしたく、改正条例案をご提案申し上げたしたいでございます。

退職優遇条例の趣旨は、いわゆる新陳代謝を促しますことにより、人件費のコストダウンと人事の若返りを図るのでございますが、現在の本市行政はきわめて重要な局面にござります。すなわち、内政の年と言われる70年代の初期に当たり、環境改善整備事業の推進はじめ、民主の安定、福祉施策、道路、下水道等公共投資の充実など、各行政分野で担当行政職員の全力を傾注することが強く要求されていることを痛感するだいでございます。

こういう時期に特例期間の終了を意識し、現時点で中堅有能職員を集中的に失ないますことは、行政遂行にはかり知れない打撃となることが憂慮されるが故に、弾力的運用といたしまして、特例期間の延長を希望いたすだいでございます。なにとぞご賢察されまして、本案を原案通りご可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 20番（直村静二君） この退職優遇の特別措置ができ上がったときには、たしか新陳代謝を促進するため、やめていただくのに退職金を上積みしていくんだということで出ていたと思う。ところがいま聞いてると、こんどはやめてもらわんためのものだ。こう聞こえるわけです。その点についてひとつ明快に、やめてもらうためにつくってるのか、それがやめてもらわんためにこんどは延長するのか、お答え願いたい。
- 議長（貝淵博治君） 答弁。
- 総務部長（坂口礼之助君） お答えいたします。

提案理由のなかでご説明申し上げましたように、いわゆる高給者等の退職を勧奨いたしまし

て、新陳代謝を図り、あるいは人件費のコストダウンを図ることでございます。この本来の目的は、本条例制定の趣旨等で、特別に変わった点はございません。しかし現時点において、非常に重要な業務が山積して参っておりまして、この特例の有効期間が本年度で終わることになりますと、先ほど申し上げましたように、中堅有能職員が集中的に退職するおそれがあり、市役所業務の執行に重大な支障を来すことを恐れまして、暫定的に特例期間をご延長願いたい、かように存じておるだいとござります。

- 20番(直村静二君) よくわからないのは、やめてもらうためにまだ勧奨するんでしょう。趣旨はちょっとも変わってない。「勧奨」の文句もそのまま入ってる。ところがこれを延長して残ってもらう。しかし逆にこの条例が通って、余計やめることになるのか、ならんのか。勧奨することは当時、人権の侵害ということで問題になったが、こんどは「勧奨」の言葉を削るのか。あくまでも趣旨は変わりませんという、やめていただくなための措置だということでしょう。だから「勧奨」という項目があるが、これはどうしますか。いまのご答弁は意味をなさん。
- 人事課長(平野誠蔵君) ご趣旨でございますが、現行条例のなかにおきましても、勧奨することを明らかにしておりますのは、本体の55歳に達したものについて行なうということでございます。これが原則でございます。今回、特例としてお願ひ申し上げておりますのは、本体ではなく、特例としてお認めいただいた56歳以上ならびに勤続20年以上、この2者につきまして、暫定的に諸般の事情から3カ年だけのご延長をお願ひ申し上げることでございます。したがって、強力な勧奨を当初に行なうという精神は持っておりませんので、ご指摘のように「勧奨」を抜くとか、抜かんとかいうことにつきましては、ここではもともと別だ、論議にはならないかと思います。
- 20番(直村静二君) 勧奨する部分と、残ってもらう部分というふうに分けてるわけですか。
- 人事課長(平野誠蔵君) 要するに条例の骨子は、満55歳に達したものを勧奨いたしまして、希望退職を募るというのが精神でございます。しかしこれは半恒久的なものでございます。特例的に条例的につくられた、しばらくの間は一時の経過措置といたしまして、20年以上勤続者と、56歳以上を55歳に準じて優遇するという建て前でございます。
- したがって、勧奨するものと、勧奨しないものと区別するのかというお説でございますが、もともとの条例は、特例的、暫定的な措置については勧奨といふ言葉を避けてありますので、今回、特例的な形の延長でございますので、状態はなんら変更ないというふうに申し上げております。
- 20番(直村静二君) だいたいわかりますが、本来なれば定年に達すればということで、

普通の退職金制度に大幅に積み上げれば、別に優遇措置はいらない。それをしなくて優遇条例しかもやめてもらいたいというのが、こんどは残ってもらうという延長、そういう両面の運用の仕方の条例は、市長はじめ理事者は、その場、その場の運用でどないでもできるという非常に悪い内容になるという疑問があるのですが、その点どうですか。そんな両方に使う措置の矛盾というか、先ほどからわからないのです。

○ 人事課長（平野誠蔵君） 本来の目的は、やめることを奨めるんじゃないかということですが、そういう条例の本旨を謳いながら、なお一方では、やめてもらわんようやくするんじゃないかという矛盾性をおっしゃってますが、たしかに理論的にはそういう矛盾は、われわれも若干、苦労しましたが、もともとこの条例は職員側の一方的な立場ではなく、市の利益、職員の利益の両方マッチした段階での内容でございます。そういうふうにご理解いただきまして、これはやはり現時点で、集中的に退職者が出ますと、財政的にも、人事面でも支障がござりますので、どうしても運用の仕方としては、両者をマッチさせる必要があると考えております。

○ 20番（直村静二君） わかりました。そうすると、56歳以上の方も適用を受けたら、現在、大幅な退職金制度がないから利益になるという、多少わかる。同時に総務部長が言うて歯止めとし、若手のやめるのを止めるためにといふ、何人ぐらいやめる恐れがあると判断して出しとるのですか。わかってるのならね。それが優遇措置が3年間延長したら止まることになるのか。それでもやめますとなれば、なんの意味もありませんからね。

○ 人事課長（中野誠蔵君） 職員組合にも多分に関係することでございますので、提案前に話し合いを持っておりまして、そのなかでも予定されておる退職者はどうかという質問があったのでございます。しかしながら、ご提案申し上げた結論は市会でお出しいたゞくのでござりますけれども、提案させていただく以上、その去就を見定めずに退職者等の動向を明らかにするのは、非常に不都合な点がございますので、公表を避けているわけでございます。それでひとつ、何人やめる予定か、何人踏みとどまる可能性があるかという説議はご勘弁願いたいと思います。

○ 20番（直村静二君） とにかく、やめていくおそれがあるからということははっきりと説明されてる。だから、踏みとどまるメドがあつて出すのか、その点だけ、人数、名前はいりません。

○ 人事課長（平野誠蔵君） もちろん、公式にその希望を受理し、慰留するという形は、当然ご議決の前段ではできません。これはあくまで非公式な、お互いの情報的な話ですが、いま、そのメドについてとなりますと、意思そのものが今表面的な形で明らかにされませんが、そういう懸念は、十分にわれわれとして持ってるわけでございます。迷っておるものであっても、

どうしてもこれが最後の期間であるという意識になると踏み切ってしまうという、意識上に立ったの説明でございます。

もちろん、現実にわれわれとしては、そういうやめることの可否については論議できませんが、いまの段階で予想以上の数がまとまってしまうということをあくまで懸念せざるをえない。したがって、それを全部踏みとどまらせるとどうまでは許されませんので、条例の趣旨からいたしますと、期間を延長していただきて、一時に出るのを緩和したい。結果的にどうなるかは、なんとも申し上げられません。

○ 20番(直村静二君) そうするとまた問題が出てくる。つまり非常に意思がはっきりしていないものもあるので、つくっておけばよいという考え方、たとえがたいでない部課長だと思いますが、3年ほど延びるんと違うんか、それではそのうちにやめようがという思惑も入ってくるんじゃないかと思う。あなたの答弁では、つまりいい面では、やめようとしてるけれども、これを延長すれば踏み切らず、とどまつていけるという見方、同時に部課長級でほんまはやめるハラヤけど、人事の方で困るという、この作戦もあるんやないか。だから、優遇措置を明快なものにしておかんとね。この前問題になりましたが、20年以上の適用でも、実際に適用されたのは1名だけ、だから、どのクラスのためにこれをつくるんだという形ではぐあい悪い。明確にしておきたいのはその点で、思惑でやってもろうたら困る。そういう空気、おそれがあつたからということでつぶつたかて、やめてしまえばしまいですわな、これは。

○ 人事課長(平野誠蔵君) 率直なお話で強れ入りますが、何回も申し上げておりますようにこれは市としてもメリットがあり、率直に申して職員側にとっても優遇でございます。退職金の数倍を出すわけありますから、文字通りの優遇でございます。したがって、両者のいずれか一方の希望のみを取り上げることは不都合でございまして、両方のメリットを合致させるのが条件かと思います。前回11名の退職者につきましても、20年以上は決して1人じゃなく11名のうち5歳が1名、20年以上数名入っております。56歳以上半数という状況でございます。これは決して作為的な、将来の職員の人事操作を予想してることではなく、当面の情勢を分析して、こうあることが市にも、本人にも両者の希望が合うんじゃないかという率直な判断からお願いをしてあるものでございます。

○ 20番(直村静二君) わかりました。意見だけ言うときます。

やはり片手落ちにならんように、やめてもらう事が、残ってもらうようになる矛盾がある。一般職員が安心して退職できる退職金制度をつくり、やっていく方が筋やないかと申し上げておきます。

○ 議長(貝淵博治君) 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お詣りいたします。本件を原案通り可決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

ご異議ないものと認め、議案第6号を原案通り可決いたします。

○ 議長(貝淵博治君) お詣りいたします。暫時、休憩したいと思いますが、ご異議ありませんか。

○ 29番(坂上国治君) いまかかったばかりで、時間はあんまりたってないと思う。午前中われわれは助役の2人制反対ということで出た。ところがその間に助役の選任を行なうということは、われわれの耳に入れといていただかんと、あれだけの長い間、昼食も食わんとやった。だから、まだかかってから間がないんやから、もっとやって下さい。議長の勝手なことばっかり言うていただかんと、もっとみんなの立場で考えてもらわんと、あんまり議長のご都合主義では困ると思います。

○ 議長(貝淵博治君) だから、ご意見を承りたいとお詣りしております。3時まで休憩したいと思いますが、続行しますか。

○ 20番(直村静二君) 休憩する理由を言って下さい。

○ 議長(貝淵博治君) 議案の都合上、次のやつをやると長くなりますし、そしてやり切れるかどうかということで、お詣りしてゐるわけです。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

それでは30分間休憩させていただきます。

(午後2時38分休憩)

(午後3時47分再開)

○ 議長(貝淵博治君) 休憩前に引き続きまして会議を続行いたします。

この際、先ほど任命されました好本、松田両委員のごあいさつをお願い申し上げます。

(松田公平委員あいさつ)

○ 公平委員(松田金之助君) 先ほど、公平委員の選任にご同意いただきました松田金之助でございます。このたび、再び皆様方満場一致のご同意を得たそうでございまして、感激の至りで存じております。

つきましては私、ちょうど4年前に初めて公平委員に選任されまして以来、非常にむずかし

しい役だそうでございますので、研修会にも1回も欠席することなく、一生懸命に及ばずながら、勉強させていただいております。とりわけ、和泉市におきましては、未だ公平審査の事案も幸いにしてございませんので、誠にありがたいことと存じておりますが、他の方でそういう事案がございますと、このごろは関連の事項の多様化と、その内容が集団的な傾向を帶びてきており、いったん問題が起りますと、非常にむずかしくなっております。それで私も今後ともできるだけ研修会には出席し、ますます勉強し、そして公平制度の公正な運営に貢献いたしたいと念願しております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。（拍手）

（好本教育委員あいさつ）

○ 教育委員（好本一二君） このたび、皆様方のご同意によりまして、教育委員に再任されました好本でございます。過去4年間を振り返りまして、皆様の絶大なるご協力にもかかわりませず、私の不行き届きから十分な成果をあげえなかつたことを非常に申しわけなく思っております。しかしこうして再任していただきました以上、今後4年間、今までの経験を活かしまして、和泉市教育行政のため、皆様のご指導のもとにできるだけの努力をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。（拍手）

○ 議長（貞淵博治君） 次に日程第7、「昭和46年度大阪府和泉市一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第7号

昭和46年度 大阪府和泉市一般会計補正予算（第5号）

昭和46年度、和泉市の一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

（歳入・歳出予算の補正）

第1条 歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ199,987千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を歳入・歳出それぞれ7,578,805千円とする。

2. 歳入・歳出予算補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入・歳出予算の金額は「第1表 歳入・歳出予算の補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は「第3表 地方債の補正」による。

昭和47年1月28日提出

和泉市長 藤木秀夫

第1表 歳入・歳出予算補正

1. 歳入

(単位千円)

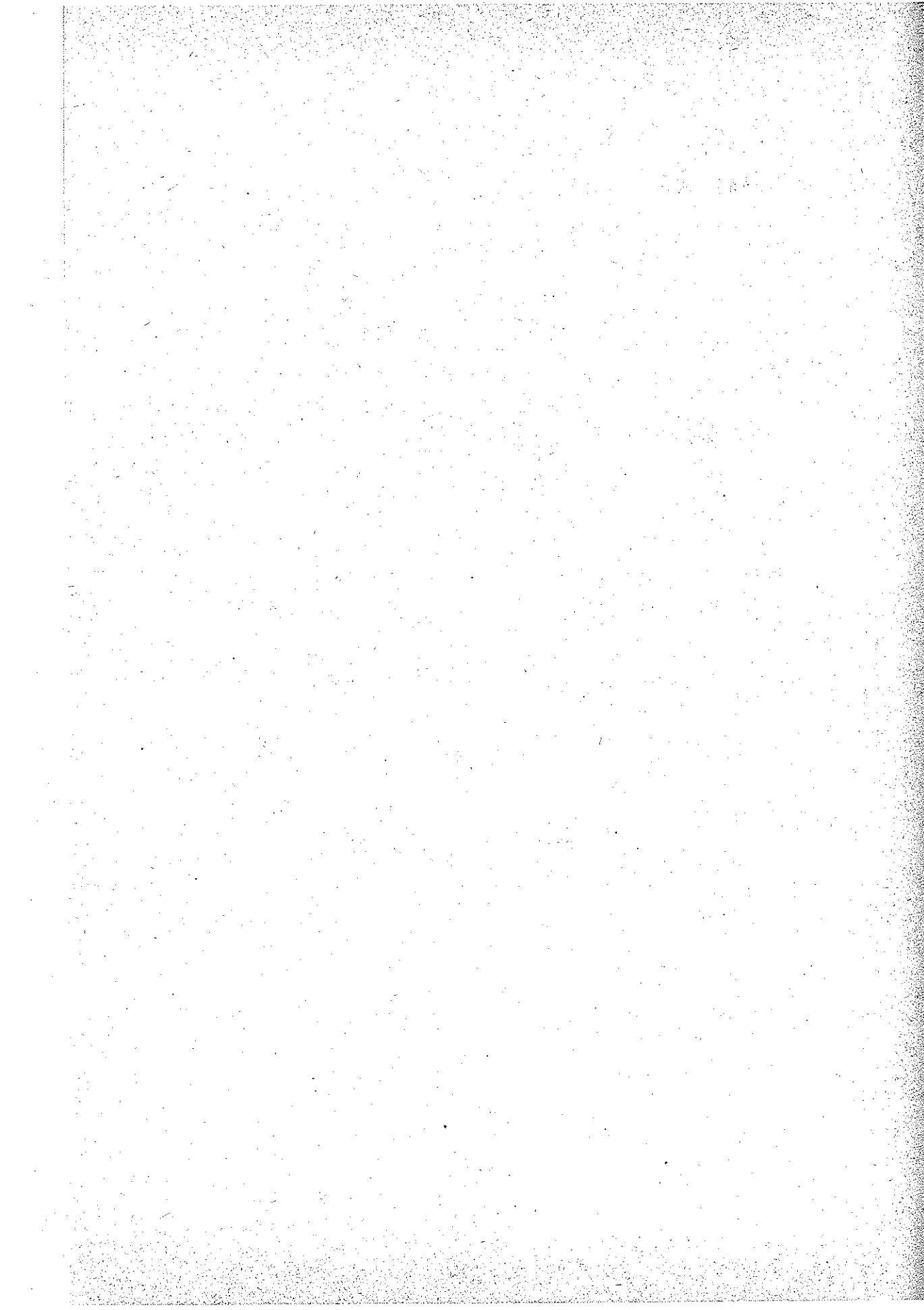
款	項	補正前の額	補正額	計
? 府 支 出 金		1.014.442	15.750	1.030.192
	2. 府 補 助 金	975.520	15.205	990.725
	3. 府 委 託 金	28.455	545	29.000
14. 市 債		1.660.400	184.147	1.844.547
	1. 市 債	1.660.400	184.147	1.844.547
歳 入 合 計		7,378,908	199,897	7,578,805

2. 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 衛 生 費		413.787	34,493	448,280
	1. 保 健 衛 生 費	132.758	34,493	167.251
9. 消 防 費		239.492	165.404	404.896
	1. 消 防 費	239.492	165.404	404.896
歳 出 合 計		7,378,908	199,897	7,578,805

第2表 債務負担行為補正

事項	補正期間	前額	補正後	
			期間	限度額
公共用地先行取得事業	昭和47年度 昭和50年度	2,386,000 元	昭和47年度 昭和50年度	2,686,000 元
財団法人和泉市開発協会 に委託し、先行取得する 公共用地買収事業資金の 元金およびその利子 (損失補償)	昭和47年度 昭和50年度	2,386,000 元 およびその利子 (損失補償)	昭和47年度 昭和50年度	2,686,000 元 およびその利子 (損失補償)



第3表 地方債の補正

起債の目的	補 正 前						
	限 度 額	起 債 の 方法	利 率	債 還 の 方 法			
				資 金 区 分	償 期 還 間	措 期 置 間	債 還 方 法
診療所建設事業	1,400	普通貸 借または証券 発行	年以内 7.3	政 府 その他	年以内 25	年以内 2	半年賦、年賦元 利均等または、 当初発行額の5 %以上半年賦償 還。
消防庁舎建設事業	83,000	同 上	7.5	同 上	25	2	同 上

補 正 後

その他	限 度 額	起 債 の方法	利 率	債 還 の 方 法					その他
				資 区 金 分	償 期 間	措 置 間	債 還 方 法		
措置期間および償還期間を短縮し、もしくは繰上償還または、低利に借替えることができる。	20,647	普通貸 借または 証券 発行	年以内 7.3	政 府 その他	年以内 25	年以内 5	半年賦、年賦 元利均等または、当初発行 額の5%以上 半年賦償還。	措置期間および 償還期間を 短縮し、もしくは 繰上償還 または、低利 に借替えるこ とができる。	
同 上	247,900	同 上	7.5	同 上	25	2	同 上	同 上	

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

科 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
③府支 出 金	1,014,442円	15,750円	1,030,192円			
(2)府補 助 金	975,520	15,205	990,725			
3.衛生費府補助金	8,734	15,205	23,939	1.保健衛生費 1.補助	15,205	診療所建設事業補助金追加
(3)府委 託 金	28,455	545	29,000			
1.総務費府委託金	28,074	545	28,619	2.府民税徴収委託金	545	府民税徴収委託金追加
④市 債	1,660,400	18,414.7	1,844,547			
(1)市 債	1,660,400	18,414.7	1,844,547			
3.衛 生 費	56,400	19,247	75,647	2.診療所建設事業費 2.事務費	19,247	診療所建設事業費追加
5.消 防 債	89,000	16,490	253,900	2.消防厅舎建設事業費 2.建設事業費	164,900	消防署建設事業費追加
歳 入 合 計	7,378,908	199,897	7,578,805			

2. 歳 出

科 目	補正前の額	補 正 領	計	補 正 後 の 財 源 内 計			一般財源 区分	金 額 千円	説 明
				国庫支出金	地方債	その他の 債			
④衛 生 費	413,787	3,449.83	448,280	15,205	19,247		41		円
(1)保健衛生費	182,758	3,449.83	167,251	15,205	19,247		41		
5. 診 療 所 建設事業費	7230	3,449.83	41,723	15,205	19,247		41	11.需 要 費	50
								○消耗品費 10,000 ○工事用消耗器機材費 ○食糧費 30,000 ○工事賄 30,000 ○印刷製本費 10,000 ○青写真焼付代	
								13.委 託 料	322 設計委託料
								15.工事請負費	17,540 診療所建設工事費追加
								17.公 有 財 人	15,435 診療所用地購入費
								18.備 品 購 入 費	1,146 器具購入費追加
⑤消 防 費	23,949.2	165,404	404,896	164,900		504			
(1)消 防 費	23,949.2	165,404	404,896	164,900		504			
5. 消 防 庁 倉 建設事業費	111,621	165,404	277,025	164,900		504	15.工事請負費	4,977 消防署用地造成工事費	
歳 出 合 計	737,890.8	199,897	757,880.5	15,205	184,447	545	17.公 有 財 人	160,427 消防署用地購入費	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事項	限 度 額 (今回補正額)	前年度末まで の支出見込額			当該年度以降 の支出予定額			左の財源内訳		
		期間	金額	期間	金額	期間	金額	特定財源	地方債	その他
公用地 先行取得事業	300000	平成4年	300000	昭和47年度	300000	昭和50年度	198100	100000	1900	元金 および その利子
財團法人和泉市 開発協会に委託 し、先行取得す る公用地買収 事業資金の元金 およびその利子 (損失補償)	300000	平成4年	300000	昭和47年度	300000	昭和50年度	300000	300000	元金 および その利子	

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調査

(単位:千円)

区分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年 度末				当該年度中元金償還見込額 現在高見込額	
			当該年度中起債見込額		補正前の額	補正後の額		
			補正前の額	補正額				
1. 普通債	1,405,213	1,712,268	1,605,300	184,147	1,789,447	1,022,9	3,399,486	
(6) 衛生	48,000	79,000	56,400	19,247	75,647	—	154,647	
(8) 消防	131,63	150,20	89,000	164,900	253,900	2,833	2,833 26,6087	
合計	1,581,579	1,904,829	1,660,400	184,147	1,844,547	11,479	11,479 3,634,582	

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（坂口礼之助君） それではただいま上程をいただきました議案第7号、昭和46年度一般会計補正予算第5号につきまして、その内容をご説明申し上げたいと存じます。予算案第1条（15ページ）にございますように、歳入歳出それぞれ1億9千9百89万7千円を追加計上し、予算総額は75億7,880万5千円と相なるだいでございまして、補正の款項の区分及び金額は、第1表の通りでございます。

第2条につきましては、昭和47年度以降において必要とする公共用地につきまして取得いたたく、債務負担行為として3億円を計上させていただいただいてございます。

なおこの用地取得事業につきましては、開発協会に委託、執行いたしますので、同じ額を損失補償するものでございます。

以上は予算書の内容でございます。

それでは事項別明細書（19ページ）によりまして、歳出からご説明申し上げます。

まず衛生費でございますが、これは診療所の建設事業費でございまして、去る1・2月の議会でご議決賜りました規模を変更いたすものでございます。鉄骨のモルタルづくり2階建て322平方メートル、建築費及び用地326平方メートルの取得費等といたしまして4千百余万円を要しますので、今回、3449万3千円を補正計上いただいたでございます。

次に消防費につきましては、現行の消防署は敷地、建物とも狭わいでございまして、しかも前面道路が交通停滞等、諸条件が悪化して参っておりますので、適所に移転をいたすべく、その用地買収費として1億6,540万4千円を計上いたしました。

以上で歳出総額1億9,989万7千円と相なるだいでございます。

次に今回の補正予算の財源でございますが、診療所建設事業費につきましては、建物補助80%を府補助金として計上し、残り及び用地費につきましては、おおむね100%起債として計上いただいたでございます。

消防署用地取得事業費につきましては、水田債として事業費のほとんどを起債として計上いたしました。

なお今回の補正予算におきましては、一般財源といたしまして54万5千円を必要といたしますので、これにつきましては、府民税徴収事務委託金を充当するよう措置いただいたでございます。

以上で歳入歳出追加総額1億9,989万7千円と相なるだいでございます。

以上、簡単でございますが、昭和46年度一般会計補正予算第5号の内容についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご可決いただきますようお願ひいたしま

す。

- 議長（貝淵博治君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 20番（直村静二君） 診療所の件、それと消防署の移転、債務負担行為の3億円の追加ということで出ておりますが、ひとつお尋ねしたいのは、債務負担行為の補正で「元金26億8千6百万円、およびその利子」というやつについて明快にお答え願いたい。
診療所につきましては、これも規模、人員という点がまだご説明が不十分かと思いますので、場所、面積、診療所の規模、内容、たとえば医師はどこからくるのか、もちろん建設してからということになりますが、その点についてお答え願いたい。
- 議長（貝淵博治君） 答弁。
- 財政課長（庄司・清君） 公共用地先行取得ということで3億円の債務負担行為の追加をお願いしているわけでございますが、先ほどの総務部長の提案理由にございましたように、協会に依頼して先行取得をしていただくわけでございます。そこで協会が一時、資金を銀行あるいはその他の金融機関から借り入れをしなければならないわけですが、その場合の借入金の元金ならびに利子でございます。それらについて債務損失が起こった場合の補償を市の方でするわけでございます。上の公共用地の3億円について、下の欄で損失を補償するとなってござりますので、ご了承願いたいと思います。
- 20番（直村静二君） 20ページに3億円、公共用地の先行取得事業の元金及び利子ということで漠然としておるが、この利子はどうなるんかということです。23億に3億補正する、その3億のなかで利子がどうなるんかをお聞きしたい。
- 財政課長（庄司・清君） 3億円の元金の損失を与えた場合、3億円の損失補償を市がしなければいけないし、3億円の利子償還がある場合、それについて協会の方でよう返還しないとき、その債務を市の方で代ってしなければいけない、その補償をしてやるというわけでございます。利子については、そういう実態が生じたなかで数字をみなければ、そういう事態が起るかどうかはいまのところわかりませんので、はっきりと利子はなんぼであるかは申し上げられません。
- 20番（直村静二君） 僕の質問がまづかったな。補正前に23億あって、こんど3億の追加、それは全部利子かというふうに聞けばよかったです。23億もあれば、利子も相当あるでしょう。だから、多分、3億円は利子の分というふうに計算される。その分を協会がよう払わん場合には、3億円の損失補償になるかということです。
- 財政課長（庄司・清君） 今回は、23億の上にさらに3億の債務負担を増額してるのであります。その今回の補正分の3億円についての補償をするということで、利子とは関係がないわけ

でございます。その3億円相当額について借り入れた場合、もし3億円についての利子が償還不能になったときに、その利子を補償するということでございますので、利子の金額そのものは明示がございませんので、一応、字句だけにとどめておるわけでございます。

○ 20番(直村静二君) そうすると、この3億円の債務負担増の中味はなんですか、消防ですか、行く先わかったら。

○ 財政課長(庄司清君) 中味については、9千5百万円は水田買い上げ債、前の用地を予定しておるわけでございます。あと2億5百万円については、47年度以降、改良住宅の建設用地の購入に引き当てるということで追加しておるわけでございます。

○ 20番(直村静二君) そうすると、46年度当初で改良住宅は21億なんぼ、だから、足らんようになって2億円を47年度以降、追加で出るわけですか。全部開発協会が先行取得して、あとから一般会計へ返ってきますからね。この前の答弁では、200戸はできんから150に縮小された。それについては、先行取得で坪なんぼか知らんが買うてる。市とて府の方へ出してると思う。共産党府会議員から問い合わせがあった。170億出てるが、前はたしか150億ということでした。

○ 財政課長(庄司清君) 21億なんぼというのは、当初予算に計上した額でございまして、それは用地費ならびに建設費を含めた総額でございまして、一応、予算計上がございますので、今回、その補正は行なってないわけでございます。今回は47年度の用地を先行取得したい。たまたま、47年度事業計画予定地をある程度購入したのですが、それだけでは47年度の事業がまだ十分間に合うだけの面積ではございませんので、それをさらに買い足したい、こういうことで今回はお願いしてるのでございます。

○ 20番(直村静二君) わかりました。そうすると、300戸の住宅が150戸に減ったが、面積で縮まるんじゃなくてね、そうせんとすいてきます。47年度で組むというのはわかる。その前に改良住宅は21億なんぼ組んであるから、約半数になった。面積が小さくなれば、用地取得費は減ってるはずですからね。

○ 建築課長(林徳治君) ご指摘のように、本年度の改良住宅は、当初予算に計上いたしました分から150戸というふうに補助対象としては確定しております。縮小になっておるわけです。ただしこれは財政課長申し上げましたように、本年度予算の執行対象としては、ワクは限定されております。したがって、本年度以降につきましては、当面、端数は忘れましたが、47年度240戸前後の改良住宅建設をセットして、現在、府、国へすでに予備的に申請を行なっておる段階でございます。その用地対策として、先行取得の資金手当がいるということでございます。本年度は、たしかに用地費としては、当初予算丸々いらないという結果は生れますか、

これと、来年度用地に対する財源は別個に用意しなければならないということでございます。

- 20番（直村静二君） つまり300戸のやつが150戸、来年度は240戸で合計390戸になる。そこで150戸については若干余って来るから、不用額になるかは別としてね、わかりました。

次に診療所の規模、内容ですね。

- 衛生課長（西岡正志君） 診療所についてお答えいたします。

建設予定地は、旭町102番地でございます。規模は敷地面積326平方メートル（約1.00坪）でございます。鉄骨2階建て、モルタル張りで、1階が162平方メートル、2階が160平方メートルでございます。診療科目については、内科を重点としております。医師の確保については、現在、府の医務課に依頼中でございます。

- 20番（直村静二君） それならこの際、確めておきたいのは、和泉の分院がこんど独立して市民病院になりますね。そうすると、診療所については、市が管理していくことになるのか。また同和事業だと思うのですが、その点で府の管理になるんか。医師派遣の義務はどこになるのか。そのへんの機構もお聞かせ願いたいと思います。

- 民生部次長（宇沢清君） 現在、大阪府下の各市の診療所設置の現況を調査中でございまして、ただいま衛生課長が説明した通り、医師の確保は、同和事業の一環として、あくまでも大阪府に協力を要請する。確保してくれという、阪南都市の衛生課長会でも強く要望されてるわけです。貝塚でも本年、診療所を設置するなんありますが、まだ市立病院の出張所あるいは解放同盟、和泉市の場合でしたら、解放同盟和泉市部に委託するかは、貝塚市でも検討中でございます。私ども、大阪府下の診療施設の経営状態を十分調査いたしまして、いずれにしても、条例制定の問題がからんできますので、十分検討したりえで後日、ご回答申し上げたいと思っております。

- 20番（直村静二君） 意見を申し上げておきますが、たしか部落解放同盟は、和泉市に対して健康保険料の掛け金の半額ですか、これを要求し、市理事者はこれを受け付け減免していると思う。これは支部に加入ということが条件だとも聞いておりますが、これは答弁してもらへんでも確認できますな。そうすると、この診療所は、いまの答弁では部落解放同盟の支部に委託するか、しないか貝塚でも検討中だということで、これはどちらかの結論が出るのではないかと思います。

その段階でこの診療所は、おそらく地区住民全体の利益になるように運営するのは当然のことであり、また患者さんは、部落解放同盟の支部員であろうと、なかろうと、やはり全部利用されると判断します。いままではなんというか、保険料にしろ、固定資産税にしろ、2分の1

にせよと要求、こんどは現実に健康保険料を持ってられた場合、ここではやはり治療する。そうすると、5割負担なり、3割負担ですか、国民健康保険の場合には徴収なさる。同時になんかの会とかに入ることでもっと補助せよという場合、私は是念するのは幸保育園の場合でも、母の会というのに入れば保育料が半額だという。では入らなかつたら半額にならんか。つまり入るか、入らんかで、同じ住民でありながら格差ができる。診療所を委託するという場合、委託せずに市がやれば当然スムーズにいく面もあります。また解放同盟が委託されて、部落解放の一環として正しく、公正に行なうのであればいいが、いままでの実例からいくと、解同の支部に入らなくては保険料なんか半額にならん。そうでない人は全額払つて。そうすると、入らした人にはサービスするが、入らん人にはサービスせんのじゃなかろうか。しかし一本化となると、午前中の助役問題も含めて、全体の協力もいるとなると、この運當について是念いたしますので、意見だけ申し上げておきます。今後、条例化もするだろうし、具体的に出てきてから申し上げたいと思いますが、特に市長の午前中の答弁で、解放同盟と言わず、町内の方と言わず、両方ともに了解を得られるようにとおっしゃってますので、部落解放は大事なことですので、市長の答弁通り、診療所の建設は誰が聞いても、なるほどという運當の仕方をやってもらいたい。このことを要望しておきます。

次は消防署ですが、ちょっと断片的に言うのですが、たしか上ノ原の船山牧場で火事があり、夜明けですか、これが通報されて、現場到着が、村の人によつては40分から45分ぐらいかかるってた、こう聞いておるんです。それやつたら燃えてしもうたあとか、いずれにしても、非常に手遅れではないかと思うのです。この遅れた原因は消防署にあるのか、どこにあるのか、明快にひとつお答え願いたい。

○議長(貝淵博治君) 消防長。

○消防長(赤阪久君) 上ノ原牧場の火災につきましては、たしか16日の朝だったと思いますが、望楼発見で火災をキャッチし、それで第一次出動ということで出動させました。それから約4分半か、5分たつたころに、一般電話で火災通報が入り、現場にかけつける途中で、火事がこのへんだということがはっきりした、そういう状況で私どもは出発しております。

○20番(直村静二君) 45分かかったと言つてますが、4分ですか。その点がいまのお答えでははっきりせん。実際に火事が起つたのは何分になつてたか。望楼で発見して行って、途中で聞いて現場わかつた。一般の人は40分から45分、間に合わんかったという声があります。

○消防長(赤阪久君) 私どもの一般的な考え方では、望楼発見というのは、普通の意味で、火災が発生し、それから火が出た時点で発見するのを望楼発見したということでござりますが、

それまでの燃焼時間というのを統計的にとったものがございますが、だいたい8分ぐらいかかると思います。外に火が回るのが8分ぐらいかかった時点だというふうに思います。その時点で火が相当に回るというんですから、大分の火災になつておりますが、そのころに望楼で発見した。

それから火事だということで下に電話室がありますが、そこにすぐ通報を入れる。それで寝ておる職員を起し、車に乗って出発するのですが、これが夜間ですと、望楼で確知してから1分半で出動体制が整うようになっております。そういうことから、望楼で火災を発見し、出動までに1分半ですから、火災が実際に発生した時点からいくと、約10分のところでわれわれが出た、こういうことになろうかと思います。

それから伏屋までが夜間のことですから約7分かかりますが、いわゆる阪本町付近で無線が、こういうところだ、船山牧場だということが入つておるわけでございます。そういうことで30分も40分も遅れておるということはございません。

以上です。

- 20番（直村静二君） 私もそう聞いております。そんなに遅れることはなかろう、45分とは無茶苦茶やなと思ったんですが、確認しておくだけです。

望楼で発見のとき、望楼の職員はどのぐらいの階級で、どのぐらいの責任を持つてゐるのか、又夜ですから、何人ありますか。最高でどのぐらいの階級の人が泊つてゐるのか、ちょっと説明して下さい。

- 消防長（赤坂 久君） 具体的に申し上げますと、司令補を長として幹部2名付けております。2名ないし3名のときもあります。こういうことで、うちの方は係長という制度がございますので、係長が不在の場合は、課長の消防司令を付けております。

- 20番（直村静二君） 私、割合あそこをよく通るので聞くと、テキパキ行動しないんではなかろうか。しかも権限のあるものが夜寝てる。そういう声も聞きますので、たしかめたかったのです。

次はサイレン鳴りますね。山の方で火事やっても鳴らす。やかましい。遠いところやつたら現場へ行って鳴らせばいいのに、なんで鳴らすんかということです。

- 消防長（赤坂 久君） 消防署の方でサイレンを鳴らしますのは第一分団、いわゆる消防団の第一分団を招集するため鳴らすわけでございますが、これは第一分団の管内に、いわゆる旧和泉町に事が起つた際、団員に知らせるとともに、団員を招集するためのサイレンでございます。

- 20番（直村静二君） そうすると、横山もしくは信太村の場合にサイレンは鳴らさん。

- 消防長（赤阪 久君） そうでございます。
- 20番（直村静二君） これは常備消防は、たとえば望楼から発見して車が走れば非常に早いけど、消防団はサイレン鳴らしてから、何分以内に消防署にくるか。
- 消防長（赤阪 久君） この点につきましては、早いところ、遅いところはございますが、各分団でそれぞれ招集することになりますが、たとえて申し上げますと、消防署の管轄区域の、先ほどの旧和泉町地区におきましては団員が25名ですが、バラバラでありますので、5分から7分かかる予定でございます。
- 20番（直村静二君） その場合、すでに常備の消防は先に現場へ行ってるんですか。やはり常備消防を確保すれば、消防団であれば、5分、7分かけてきてもらわないかん。みな仕事も持ってるんで迷惑かける。一台でいかなければ2台いくことになれば、ご迷惑かけなくていいという意見もあるのでお尋ねしたのです。

次は予算の関係で、土地の場所はどのへんになるんですか。

- 消防長（赤阪 久君） 現在、開発協会にお願いしております、まだ決定しておりません。
- 20番（直村静二君） いつまでたっても決定しないんですね、2年かかりですか、なぜそり遅くなってるのか、お聞かせ願いたいと思います。消防長だけやない。財政ですか。市長も開発協会理事長ですからね。
- 財政課長（庄司 清君） 消防用地につきましては、45年度からいろいろと探策してあるわけでございます。第一案といたしまして、前回の本会議でもご質問でお答えしたと思うのですが、警察庁舎の横手を、いろいろと協会を通じ交渉していただいたわけでございます。その話が不成立に終わりましたので、近辺で探索したわけでございます。
- 今回、46年度の目標といたしましては、黒鳥・観音寺線沿いの地点で一応、敷地を求めてい。こういうことで昨年8月ごろからその方に精力的に交渉をかさねていただいたわけでございます。このへんの事情につきましては、相当長い間、時間をかけてやっていただいており、現在、最終的に結論が出るところまでは至っておらない。なんとか一るの望みをまだかけておるわけでございます。
- そういうことで、2年間にわたって消防用地の買収交渉を継続し、位置は変わっておりますけれども、強力にやっておるわけでございます。われわれといたしましては、近く決定されるだろうという見込みを立てておまして、今回、予算をお願したいということで、ご提案申し上げたわけでございます。

- 20番（直村静二君） これも開発協会で買っていく。開発協会はなんぼでも金がある。おそらくたくさん買うあるところへ消防が行くのか、消防の用地だということで買って、そこ

へ消防署がいのか、ちょっとわからない。消防署と言つていけば、本当に協力してもらえるんか。そのへんの先行取得のやり方について、なぜ遅くなつたか。

- 財政課長（庄司 清君） 私の方が直接窓口となって買収に当たつてございません。しかし買収に当たつた協会の行き方を聞き及んでる範囲では、消防署の用地であるとはっきり申し上げ、そして担当の消防署の方でも出席をお願いしてきましたわけでございます。そういうことで、用地の目的については、買収に入る時点からはっきりと掲げております。
- 20番（直村静二君） それはそれでいいんですが、おそらくや2年間になにも買つてないことはないと思う。買つたあとでぐあい悪くなつたことがあるのか、ないのか。ほほ買つたが、どうやらそこはなんやかんやと、いろんな事情で白紙、2年間白紙でいったんか。それともいつたん消防署ということで買つておいて、なんらかの事情があったのか、その点だけ。
- 財政課長（庄司 清君） そういう点はございません。
- 議長（貝淵博治君） 他に……。
- 28番（藤原要馬君） 消防用地についてちょっとお聞きしたいが、この用地はまだ未決定であるというわけですね。それを予算化してあるのですが、それと造成費497万7千円出でるのですが、まだ土地もどこかわからないのに、どうしてこれが出てきたかということです。どういう方法が算定したか疑問視するわけです。
- それと分後、和泉市が20万、30万の人口増をみるようになってくるなれば、現在、これを新たにやろうとするなれば、大規模なことをやっておかなければ、再度やり替えねばならん結果が生れてくるんじゃないかとは念するとともに、前に消防長が火災に対する消火に際し、今後、山火事等についても、車の問題もあり、ヘリコプター等を使って科学的に消火するんだということでございますので、そういう大規模な目的を持ってやるのかどうか、その点詳しくご説明願いたいと思います。
- 財政課長（庄司 清君） 用地が決まっておらんのに予算とか、造成費を計上するのはおかしいではないか。どもっともなど意見でございます。一応、この予算を計上しましたのは、当初、黒鳥・觀音寺線ということで起債の申請をし、その起債計画にもとづき、予定額が府の方から内示がございました。そういう関係を基礎にして計上したわけでございます。
- それから造成費につきましては、水田買い上げ債でございまして、水田を宅地化する場合、その造成費について起債の対象にするということがございまして、限度額いっぽい起債で認められる範囲のものを計上したわけでございます。誠におかしな根拠であるということは、われわれとしても反省してますけどございますが、そういういきさつから計上いたしましたので、ご了解願いたいと思います。

○ 消防長（赤阪 久君） 構成ならびに規模についてお答えいたします。

なんといっても和泉市が大きくなる段階にありますし、広い地域を担当しておりますので、私としても、そういうことを頭に描きながら用地買収をお願いしておる状況でございます。

なおヘリコプターは大阪市が現有しておりますが、こととの応援協定もできておりまして、いつでも飛んでこられる体制にありますので、今後はヘリコプターも活用していくのは明らかなことでございます。

○ 28番（藤原要馬君） それが明らかであれば、やはりヘリコプター等も降りられる土地やないといかんと思います。しかし、小規模な土地であれば、ヘリコプターは降りられない。また周辺に民家がありましたら、爆音と爆風でいろいろ公害が生じてくると思う。だから、みんなに迷惑をかけないところに本署は持って行くべきだと思う。

それとともに今後は消防署も人口に応じて多数の職員を雇わなければいけない。そのときに募集しても、市内でそれだけの応募者があるかどうか。もし、ない場合はどうするか。やはり大きな土地で独身寮を建てるとか、いろいろ建築上やらないといかん。だから、当初計画からそれらも入れてやるべきだと思うが、その計画は入っておらないと思う。

もう一つお尋ねしたいことは、過日の総務委員会で土地の決定もあったということを聞いてるわけなんですが、それが現在、白紙になってるとはおかしいと思う。署長はそれを決定して、総務委員会で説明したはずだと思うのですが、議会で説明しないとはおかしい。だから、造成費も現われてきてるんじゃないのか。なぜ議会に報告しないのか。議会軽視もはなはだしいと私は申し上げたいと思います。

署長はやはり和泉市全体の消防の行政体において、消火においても、今後はこういうあり方でなくてはならんと十分検討したり上でやらなければならんのに、2年も経過してまだできんということは、署長の態度も明らかでないからだと思う。もう少しほっきりした態度を示していかなければいけないと思います。あんたはこの間の1・2月の議会の答弁のなかで、30何名の署員しかいないんだ、定員全部を満たすにはどうするか、独身寮もなければならない。あんたの口からも、やはり和泉市内では応募者はないと言ってる。それだから、やはりあらゆる手を打つとかしなければいけないと思う。それをやらずして、総務委員会でケッチン食ったら、議会で白紙ですと説明するとは何事だと言いたい。やはり総務委員会でも堂々と説明し、今後の消防行政には万全を期し、なんら支障を来さないという十分な答弁ができるればこんなことはないと思う。

だから、この問題については意見だけを述べておきますが、これは小規模な土地には絶対反対します。大規模な土地をもって消防行政に万全を期し、市民にご迷惑をかけないこと。もう

一つは、本庁がどこであろうと、各所に支署を置くこと。それから先ほどの直村議員のお説の通り、そういうずれが出てくるので、各地に支署があれば、私がいつも申しますように、「火事は最初の5分間」、だから、その5分間ににおいて、ただちに消火に当たれるよう要望して、私は終わります。

- 議長（貝淵博治君） 他にございませんか。
- 26番（成田秀益君） 土地のことについておうかがいしたいと思いますが、なんですか買ったとか、だいぶなりますが、決算委員会にも出てましたが、あそこは聞くところによると、真相はわかりませんが、森田さんの三反、もう一軒、黒川さんの土地、だいたい1.800坪、あれは出口がないで難航しているという、真相は知りませんが、ちょっと聞いたのです。それで2年も3年も先行取得して、高い利息払うてできん。これは消防署、財政、その他との歩みのうえで先行取得したのかどうか。あるいはもっと他に適当なところあつたら替え他のつもりで買ったのか。決算委員会でもその点をおうかがいしたのですが、先行取得するについても、やはりいらん利息を払わんといかんので、もう少し考えてやってもらいたいと思うので、ちょっとおうかがいしたい。

- 総務部長（坂口礼之助君） お答えいたします。

議員さんご指摘の土地については、どの土地であるか、ちょっと不明でございますが、消防署の移転先ということで、はっきり消防署なり、財政課を通じて、開発協会に委託、買収していただいている土地につきましては、現時点まで完全に買収を終わるというところまでいってございません。

ご承知の通り、警察庁舎の横にも土地がございましたし、またその少し逆の方でもいいという意見もあり、さらに今年に入り、黒鳥・觀音寺線の都市計画道路の周辺付近もいいということで、いろいろ物色いたしまして、お願いして参ったわけなんでございますけれども、予定した候補地につきましては、まだ完全に入手ができておりません。現在、ここだと解定した線は、ちょっと出しかねておるということなのでございます。

- 26番（成田秀益君） 私の言うてるのは、いわゆる黒鳥・觀音寺線に沿うた土地を指しておるわけなんです。これは開発協会で買収すみかどうか知りませんが、先ほど名前挙げてなんでしたが、約6反ほど実測であると聞いております。ところが出口がないということでもたついておった。それで黒鳥から一条院へ行く地道のT字型のところをどうかということもうかがっておりますが、そのへんよくわからんのですが、少なくとも、それは買収すみではないですね。いま、私の言ったところ、そこはまだお金払うてませんね。

- 総務部長（坂口礼之助君） はい。

○ 26番(成田秀益君) それならけつこうです。よくわかりました。

○ 議長(貝淵博治君) お諮りいたします。

本件を原案通り可決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、議案第7号を原案通り可決いたします。

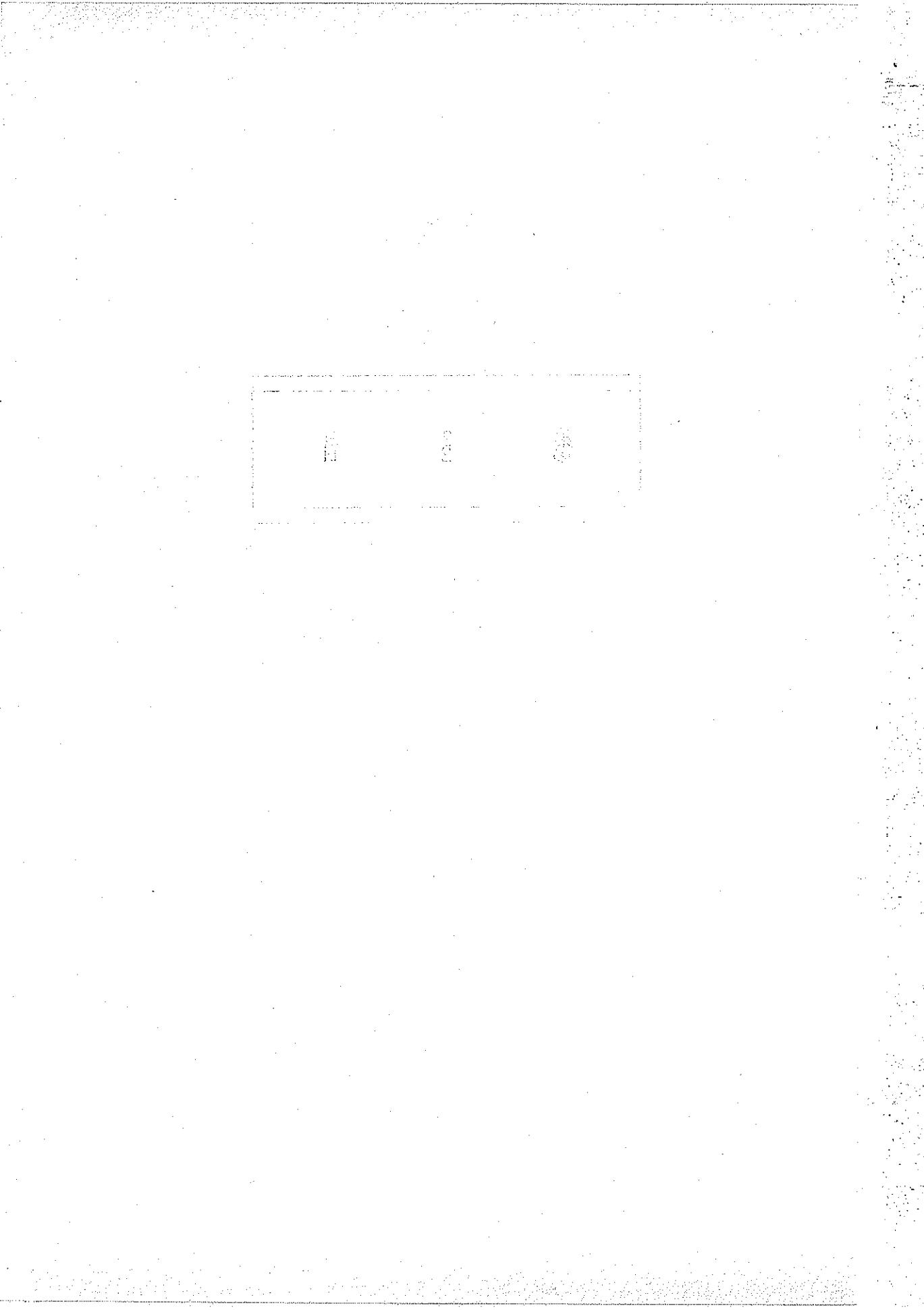
○ 議長(貝淵博治君) お諮りいたします。本日は以上をもって散会いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないようでございますので、本日はこれをもって散会することに決します。明29日は定刻ご参集下さいようお願いいたします。長時間誠にありがとうございました。

(午後4時40分散会)

第 2 日



昭和47年1月29日午前10時和泉市議会第1回臨時会を和泉市役所議場に招集した。

第2日 出席議員(24名)

1番	田中幸一君	17番	関戸正一君
2番	木下甲子三君	18番	藤原利一君
3番	山田清二君	19番	勝部津喜枝君
5番	横田憲治郎君	20番	直村静二君
6番	柏音三郎君	21番	松尾千代一君
7番	出原武司君	22番	池辺秀夫君
8番	三井正光君	23番	貝淵博治君
10番	池田信幸君	25番	井上平兵衛君
11番	田村清房君	26番	成田秀益君
12番	金沢勝君	27番	吉川伊与一君
15番	依田七郎君	28番	藤原要馬君
16番	柳瀬美樹君	29番	坂上国治君

欠席委員(2名)

9番 上代卯之松君

13番 竹下義章君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

市長	藤木秀夫	財政課長	庄司清
収入役	橋本炳	課税課長	西川喜久
総務部長	坂口礼之助	納稅課長補佐	藤原宗福
民生部長	大和茂治	交通公害課長	内田繁
事業部事	中塙白	民生部次長	宇沢清
同和対策部長	小林一三	市民課長	杉本彦忠
水道部長	神田平吉	保険年金課長	高橋弘正
消防長	赤阪久	衛生課長	西岡志正
総務部次長兼庶務課長	井谷義雄	社会児童課長	森保
企画課長	橋本昭夫	福祉事務所長	山本武雄
人事課長	平野誠蔵	事業部次長兼土木課長	神山一郎

開発課長	宮本 福秀	監査事務局長	岡昭男
建築課長	林 徳治	選管委員長	吉谷 日吉
経済課長	門林 六男	選管事務局長	青木 孝之
同和対策部次長	佐原 行雄	教育委員長	堀内 由延
推進調整担当課長(総括・教育)	逢野 一郎	教育長	葛城 宗一
推進調整担当課長(総括・民生)	生田 稔	教育次長	阪東 重信
推進調整担当課長(事業)	浅井 隆介	教委総務課長	紀之定 藤与茂
幸会館々長代理兼同会館分室長	吉田 利秀	学校教育課長	唄唄 幸治
会計課長	片桐 武雄	社会教育課長	岡美也郎
水道部次長	田中 総	和導發務発地	竹内 義一
営業課長	高橋 新平	教室協局協課	西川 武雄
工務課長	福本 番久	同指開事開總開用	中山 俊兼
監査委員	堀田 徳治		中西 淳富

本会の議事を速記法により記録したものは次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長および職員は次のとおりである。

事務局長 上野 稔

次長 北野 文夫

調査係長 大塚 俊昭

議事係 西垣 宏高

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和47年和泉市議会第1回臨時会議事日程

(1月29日)

日程	種別及び番号	件名
1	議案第1号	泉大津市和泉市病院組合の解散について
2	議案第2号	泉大津市和泉市病院組合の解散に伴う財産処分について
3	議案第3号	泉大津市和泉市伝染病院組合の解散について
4	議案第4号	泉大津市和泉市伝染病院組合の解散に伴う財産処分について
5	議案第5号	和泉市病院事業の設置等に関する条例制定について
6	議案第13号	和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

(午前10時51分開議)

○議長(貝淵博治君) たいへん長らくお待たせいたしました。議員の皆さまにはきのうに引き続き本日もご出席賜わりましてまことにありがとうございます。

それでは本日の出席議員数及び欠席議員の氏名を局長をして報告いたさせます。

○事務局長(上野 稔君) ご報告申し上げます。ただいま出席されております議員さんは18名でございます。欠席の届け出は竹下議員さん1名でございます。その他の方につきましてはおうづけお見えになるものと思います。現在18名でございます。

○議長(貝淵博治君) ただいまの報告どおり、出席議員18名をもちまして議会は成立しておりますので、本日の会議を開きます。

○議長(貝淵博治君) これより昨日に引き続き日程審議に入ります。

日程第1「泉大津市和泉市病院組合の解散について」と、日程第2「泉大津市和泉市病院組合の解散に伴う財産処分について」を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第 1 号

泉大津市和泉市病院組合の解散について

地方自治法第 288 条第 1 項の規定により、泉大津市和泉市病院組合の解散について別紙のとおり関係市長協議の上定めるものとする。

昭和 47 年 1 月 28 日提出

和泉市長 藤木秀夫

泉大津市和泉市病院組合解散に関する協議書（案）

1. 解散の期日

泉大津市和泉市病院組合は、昭和 47 年 3 月 31 日をもって解散する。

2. 施設の帰属

- (1) 泉大津市に所在する本院の施設は、泉大津市に帰属せしめ昭和 47 年 4 月 1 日から市立病院として発足するものとする。
- (2) 和泉市に所在する分院の施設は、和泉市に帰属せしめ昭和 47 年 4 月 1 日から市立病院として発足するものとする。

3. 帰属後の名称

- (1) 泉大津市に帰属する本院の名称は、泉大津市立病院とする。
- (2) 和泉市に帰属する分院の名称は、和泉市立病院とする。

4. 両市民の互恵

泉大津市の住民並びに和泉市の住民の取扱いについては、向う 10 年間、互に区域内として取扱うものとする。

5. 職員の身分の引継ぎ

解散時、本院に在籍する職員の身分は、そのまま泉大津市職員として引継ぎ分院に在籍する職員の身分は、そのまま和泉市職員として引継ぐものとする。

6. 退職金の引継ぎ

泉大津市並びに和泉市に引継ぎを行う職員の退職給与引当金は、昭和 47 年 3 月 31 日づけをもって仮計算し、それぞれの市に引継ぎ、勤続年数はこれを通算するものとする。

7. 条例規則の整理

泉大津市和泉市病院組合において制定せる条例規則は昭和 47 年 3 月 31 日をもってこれを廃止し、市立病院として必要な条例規則は、昭和 47 年 4 月 1 日までにそれぞれの市において

制定するものとする。

8. 職員の配置転換

一般職の職員の給与に関する条例の整理統合ができるまでの間は、原則として、市と病院間の配置転換は行わないものとする。

議案第 2 号

泉大津市和泉市病院組合解散に伴う財産処分について

地方自治法第 289 条の規定により、泉大津市和泉市病院組合の解散に伴う財産処分を別紙のとおり関係市長協議の上定めるものとする。

昭和 47 年 1 月 28 日提出

和泉市長 藤木秀夫

泉大津市和泉市病院組合解散に伴う財産処分に関する協議書（案）

1. 分割の基準日

財産割の基準日は、昭和 47 年 3 月 31 日とする。

2. 資産の帰属

資産の分割については、両市のおおのの地域により分割し、それぞれの発生原因にもとづき、おおのの市に帰属せしめる。

3. 負債の帰属

負債及び共済基金積立金の分割については、その発生原因にもとづき、おおのの市に帰属せしめる。

4. 退職給与引当金の算定

退職給与引当金は、昭和 47 年 3 月 31 日において在職する職員を退職したものと仮定して金額を算出し、それぞれ職員の所属する市に分割する。

5. 資産の評価

固定資産中、土地については、別紙評価額により評価し、分院の借地権については、土地評価額の 35 % の率をもって評価する。

その他の資産については、帳簿価格によるものとする。

6. 未収入金の整理

未収入金については、不良債権を整理したものとする。

7. 純資産の分割

基準日における資産の評価により資産を算定し、負債及び退職給与引当金を控除して純資産を算出する。算出された純資産をそれぞれ 50% の按分率をもって両市に分割する。

按分率によって分割した純資産の額と両市に帰属する純資産の額の差額は調整金決算勘定として両市協議の上、決済する。

8. 清算業務

分割に基づく財産の清算業務を行うため、次の清算人を置く。

泉大津市長

和泉市長

公立和泉病院土地評価額

本院分院別	所有地 別	面積	単価	評価額	備考
本院	所有地	9,713.39 m ²	円 28,899	千円 280,708	
分院	借地	5,216.95	(37,391) 35% 13,087	68,274	
	所有地	2,986.67	36,606	109,832	
小計				177,606	
合計				458,314	

- 議長(貝淵博治君) 提案理由の説明を願います。
- 総務部長(坂口礼之助君) それではお許しを得まして自席から、ただいまご上程をいただきました議案第1号「泉大津市和泉市病院組合の解散について」、第2号「泉大津市和泉市病院組合の解散に伴う財産処分について」の2議案の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

まず議案第1号でございますが、昨年、病院組合、伝染病組合議会において両市それぞれの

事情により、病院組合並びに伝染病院組合を発展的解消をしてはどうかという論議が出されましたに伴い、本問題について審議を行なうため、泉大津市和泉市病院組合、伝染病院組合議会特別委員会が設置され、昨年7月15日第1回特別委員会が開催されて以来、7回にわたって慎重審議を重ねられ、別紙協議書案のとおり合意に達し、本年第1回病院組合議会において万場一致をもって可決せられましたので、地方自治法第28条第1項の規程により本市議会のご議決を賜わりたくご提案申し上げる次第でございます。

協議書案は8項目の内容からなっておりますが、第1点、解散の期日は昭和47年8月31日に解散いたしたく存ずるものでございます。

第2点、施設の帰属については、本院の施設は泉大津市に、分院の施設は和泉市に帰属せしめることとして、昭和47年4月1日からそれぞれの市立病院として発足いたしたいと存じます。

第3点、帰属後の名称は、本院は泉大津市民病院、分院は和泉市立病院の名称にいたしたいと存じております。

第4点、両市民の互恵につきましては、病院組合が解散することによって市民に不安を来たさないよう、向こう10年間は両市民はともに区域内患者として取り扱うこといたしております。

第5点、職員の身分引継ぎにつきましては、解散時において本院に在籍する職員の身分は泉大津市の職員として、また分院に在籍する職員の身分は和泉市の職員として引き継ぐこといたしております。

第6点、退職金の引き継ぎにつきましては、職員が8月31日で退職するものとしてその時点で退職金の仮計算を行ない、その額を本院職員分は泉大津市へ、また分院職員分は和泉市に引き継ぎを行ない、また勤続年数は通算することいたしております。

第7点、条例規則等の整理につきましては、現行の病院組合関係条例規則等は3月31日をもって当然に廃止され、独立後の必要な条例規則等はそれぞれの市で4月1日までに制定することとしております。

第8点、職員の配置転換につきましてはそれぞれの市で給与条例が整理統合できるまで、すなわち本庁職員との間の給与調整ができるまでの間は配置転換は行なわないということでございます。

以上が協議書案の内容でございます。

それでは引き続いて議案第2号の財産処分についてご説明を申し上げます。

病院組合の解散に伴う財産処分は、きわめて重要なこととして特別委員会の論議の焦点とな

ったわけでありますて、特に昨年暮れから年頭にかけ継続審議を重ねられ、別紙協議案のとおり合意に達し、本年度第1回病院組合議会において原案どおり可決せられましたので、地方自治法第289条の規程により本市議会のご議決を賜わりたくご提案申し上げる次第でございます。

それでは協議書案の内容について概要ご説明申し上げます。

第1点、財産分割の基準日を昭和47年3月31日といたしてございます。

第2点、資産の帰属につきましては、本院の分は泉大津市に、分院の分は和泉市に帰属せしめるものでございます。

第3点、負債の帰属につきましては、負債及び共済基金積み立て金の分割は、それぞれの発生原因に基づいておののの市に帰属せしめるものでございます。

第4点、退職給与引き当て金の算定につきましては、3月31日に在籍する職員が退職したものとしてその額を算出し、本院議員の分は泉大津市に、また分院職員の分は和泉市にそれぞれ分割しょうとするものでございます。

第5点、資産の評価については、固定資産の中で土地については、別表に本院並びに分院の土地評価が出ておりますが、これに基づいて評価することとしております。また、分院の借地権の評価につきましては、泉大津が推せんした鑑定士の評価は55%、和泉市が推せんした鑑定士の評価は35%でございましたが、調整の結果、35%の率で評価することと相なった次第でございます。なおその他の資産、すなわち建物及び器械備品等につきましては、帳簿価格により評価するものでございます。

第6点、未収入金については、未収入金のうち不良債権分は整理したものとしてございます。

第7点、純資産の分割につきましては、3月31日における資産を評価算定し、そこから負債と退職給与引き当て金を控除して純資産を算出し、算出された純資産を両市それぞれ50%の按分率で分割することといたしております。この按分率によって分割した純資産の額と両市に帰属する純資産の額の差額は、調整金として両市協議の上決裁することにいたしております。

第8点、清算業務につきましては、分割の基準日であります3月31日で病院組合会計を締め切り、4月1日以降に清算人を置き清算業務を行なうことといたしております。清算人は泉大津市長並びに和泉市長でございます。

以上簡単ですが、議案第1号及び議案第2号について提案の理由並びに内容の説明を終わります。よろしくご審議賜わりご可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（貝淵博治君） 本案について質疑、ご意見ございませんか。

○ 29番（坂上国治君） ただいま総務部長から病院解散の件についていろいろとご説明をい

ただきましたが、市長以下病院議員の方々、特別委員の方々にはご苦労をいただき感謝申し上げる次第でございます。

まず私の申し上げたいことは、このことは先般来市長にもるるお願ひしておいたんですけれども、市長は病院できましたんだからということで、伝染病院の権利を放棄された。これが問題なんです。なぜ権利を放棄したのか。

これをつくるのにあんたは何も苦労していないんですよ。これはご存じのとおり泉大津市、旧和泉町、信太村とが寄ってつくったものです。それを当時の病院の議長であり、現在和泉市長であるあんたがなぜ放棄したのか。この福祉行政のさけばれで、人からもううた財産を、あんたは市長になったからというてかってに放棄してもうたら困る。だから、現在はこうしたけれども、そのかわり47年度に和泉市にも伝染病院をつくるんだという確信があったのか、それについての答弁をはっきりしてください。（「伝染病院の件は第3号議案に出てる」と呼ぶ者あり）

いや、関連しますよ。おわかりでない方もたくさんあると思うが、現在の和泉病院はもともと伝染病院ということで発足して、それがいまの一般病院になつたわけだ。和泉病院ができるとき何を目標にしてつくったか、それは伝染病院ということでつくったんです。そしてだんだんと一般病院がそれに付属してきた。だから現在の病院は伝染病院の付属であると私は解釈するんです。

その当時の議員は、この中では町会議員当時の藤原議員と依田議員、村会議員当時の私しかいないと思う。だからこういうことならわれわれにも相談してほしかった。市長は何も関係なかったんですよ。南池田、北池田があの病院をつくるのにどれだけ力を入れたか。そういうなにがないから、親の財産をかってに売ってしまうような考え方ができるわけだ。せやからやすやすとあんたはそういうことができたんです。それについての答弁を十分にしてほしいと思います。

私はね、47年度に和泉市に伝染病院を建てる計画があるんだということを聞かしてもうたられっこうなんです。その他の問題については、関係の議員さん方におまかせしてあるんですから、私は文句を言うことはない。しかし、この伝染病院の権利放棄というのは私は市長の責任だと思うんです。その点十分納得のいくご答弁を願いたいと思います。

○ 議長（貝淵博治君） いま1号、2号議案を一括上程しているけれども、3号議案に出てゐる伝染病院、これは坂上議員さんはまず伝染病院ができて、あとから一般病院ができたんだとおっしゃる。だからその見解の相違を理事者から答弁してください。

○ 市長（藤木秀夫君） 坂上議員さんのご質問にご答弁申し上げます。

伝染病院の問題は、後などの議案に出ておるわけですけれども、伝染病院の権利放棄ということには決してしておりません。また財産の処分については、いさか皆さん方の誤解を招く点はあろうかと思いますが、いろいろの話し合いのもとに、和泉市が決して損するというようなものではないということを申し上げておきます。

伝染病院の財産処分については、特別委員のほうで46年の8月、本院にある施設は本院に帰属せしめるということに議決されておるわけです。それは皆さんにもおわかり願いただらうと思います。当時坂上議員さんも病院議員をされておったと思うんですが、46年の8月10日に、伝染病院は泉大津に帰属せしめるとはっきり出されておりまして、病院議員さんにも了解は求めてあると私は記憶しております。

○ 29番(坂上国治君) そんなことは私聞きたくない。権利放棄はしていないんだと、その一言だけ聞かしてもらたけっこうなんです。私は伝染病院に付属した病院だという観点に立って質問しているんだけれども、いま議長からのなにがあったんで、あとでまたこってりとその点について質問さしてもらいます。いまのところは、権利放棄はしていないんだということだけを答弁していただきたい。

○ 28番(藤原要馬君) 病院議員さん並びに特別議員さんにいろいろご努力いただいたことは厚く御礼申し上げます。

一般病院の解散については、私は異論がありません。ただ財産処分のことでお聞きしたいんですが、和泉分院の借地が35%ということなんですねけれども、理事者側においてこの件で地主さんに交渉せられたかどうか、納得してもらったかどうか。うちは権利があるんだからと、黙って、本院とこういう協定を結んだということであれば、地主さんがお氣の毒であるとともに、今後市が土地を借り入れるときに非常な支障を来たしてくると思うんです。その点のご説明をお願いしたい。

○ 市長(藤木秀夫君) 藤原議員さんのご指摘はごもっともだと思います。私も借地権については、もちろん1銭も値するべきものではないと考えまして、私が病院議長の当時、病院行政の面でお願いしました森田、森という計理士に評価をしてもらったところ、その査定は5.0%であったわけなんです。借地権の5.0%はけしからんといらことで、森田、森に和泉市まで出張をしてもらい、皆さんに借地権の説明をしてもらったことは存じだと思います。私としても借地権を金に換算して財産処分に値されるということはもってのほかだと言ったんですが、森田計理士さんは、借地権はどうしても認めなきゃならん、これはわれわれの仕事上当然のことだと言って、帰られたわけです。

この5.0%という数字にはなお異議があつたので、大津は大津で推せんする業者、分院は分

院の推せんする業者に依頼してそれぞれ評価をしていただいた。これは2回目の財産を評価する段階ですが、そのときに大津の推せんした業者は55%の借地権を認めてきた。そしてこちらは35%。こうなりまして、これはどうしてもみんといかん、認めなきゃならんということです、非常に遺憾に思ったわけでございますが……。

- 28番(藤原要馬君) 市長、そんな内容のことは要りませんから。
- 市長(藤木秀夫君) そういうことで、これは地主に交渉してどうどうという……。もしこの土地を地主に返すときには、市が1銭のなにももらえないという性質のものでもない。これは特別委員さんもそのとき非常に強調されたと思うんです。しかしながら、借りておる以上それだけのものは必ず評価にあらわれてくる。そこは法的に十分知識のないわれわれですから、議員さんにもおわかりしていろいろ協議してもらったわけでして、その点ひとつご了承を願います。
- 28番(藤原要馬君) 市長の答弁では、これを返しするときには1銭の金も市に入らない、取らないということですが、解散するときには和泉市にこの借地権で6千8百何ぼというのが出ておる。それを泉大津に利益を取られてですよ、和泉市民に不利益を与えるとは何ごとだというんです。

解散時に6千何ぼの金は和泉の分け前として取られているんでしょう。向こうとにらみ合わせているわけでしょう。もし病院をほかへやるとすれば、地主から1銭ももらえない。じゃこの6千何ぼというのはどうなるんですか、市長。和泉市の財産と認められているんですよ。

何ちゅうことを言うんですか。こんな財産処分では、病院議員さん並びに特別議員さんは努力してくれたけれども、反対せざるを得ない。いまの答弁なら、6千何ぼは市民が全部負担せんならんことになる。だから私は地主さんに相談して納得してもらってますかということを聞いだんです。

6千何ぼは和泉市の財産として認めたから、分担のなにが出てきているんでしょう。違うんですか。今度病院を移転してさら地にして返したときに、地主から1銭ももらえないとなったら、これは架空のものじゃないですか。他人の財産を評価するんだから、その権利について納得してもらったかどうか。納得してもらえば、病院がほかへ移転して返すときには、6千何ぼという金が必ず和泉市へ入ってくることになる。違いますか。市長の答弁ではわれわれとうてい納得できんじゃないですか。われわれは市民にどうして申しわけするんですか。

あなたが単に市長になったんなら申し上げないけれども、あなたは当時の病院の議長でしょう。これに携わっておられた。他人の財産を35%、これはうちの権利だといってむしり取ってしまう。大津と分かれるときにはそれを認めて、6千何ぼはうちの財産になってるじゃない

かと言う。ところが地主さんには何も言うてない。返すときには1銭ももらえない。ただだ。

6千何ぼはふところに入らないことになる。違いますか。

そら法律の関係でそういうようになってきて、税務署あがりでも40%は見るとかどうとかいうてることは、私もうすうす聞いておりますけれども、時代はそうであろうとも、当時うちが地主さんにお願いして借ったんでしょう。それなら地主さんに、病院を解散するけれども、財満としてうちは35%見ると泉大津に言われている、これを認めてもらえるかどうかと聞くべきです。借りた恩義を忘れちやいかん。こんなことをしといて、今後和泉市にだれが土地を貸してくれます。その点はっきりと答弁してください。

○ 12番(金沢勝君) 私病院議員をしておりまして、特別委員にも入っておるわけでございますが、病院議員がいかにきめたことであろうと納得がいかんという問題が出ましたので、議長、休憩をお願いしたい。その間に調整をしたいと思いますので、おわかりいただきたい。

○ 議長(貝淵博治君) しかし、いま答弁を求められておりますので……。

○ 12番(金沢勝君) 答弁が済んでからでけっこうです。

○ 市長(藤木秀夫君) 藤原議員さんのご質問ですが、私もこの借地権については値する資格はないように思っておりますが、しかし法的には認めざるを得ないわけです。その点は法律を研究し、究明していただく以外にない。私のほうはこれを認めざるを得ないということにして、それははっきり申し上げておきます。

○ 28番(藤原要馬君) 35%を認めなきゃならんだろうということはわかっているんです。ただお借りした恩義があるんだから、地主さんに対して交渉をしたのかと聞いているんです。特別委員にしても、病院議員にしてもそんなことはやる必要ないんですよ。やるのは理事者です。そうでしょうか。だから私は市長に聞いているんです。

その話を地主さんとしたのかどうか。してなきゃそれはいけないと言ってるんだ。地主さんは当時、35%という権利が市に移るんだということを知って貸していないと思うんです。知つたら、そのときに権利金を取ってるはずです。35%なら35%の権利金をくれと要求しているはずです。

借ったのは市民からなんだ。その市民にあたたかい政治をするのがわれわれなんですからね。私は制度が悪いとかなんとか言うてない。病院議員のやったことが悪いとは言うてない。私も解散に賛成です。ただ市長の答弁の内容がいかんと言うてあるんです。地主さんから、よろしい、それはやりませんという承諾をもうしてくれたんならそれでいいし、また承諾はなくとも一応伝達はしてあるといふんだったら、私はそれでいいんです。要するにあたたかい民主的な政治を行なっているのかどうかということを聞いているんです。行なっていないというんなら

やむを得ない。どうです、市長、それは一ぺんもやってないんですか。

○ 市長（藤木秀夫君） 地主のほうに言うていってもできる話でないということは、これはもう思っておりますが、建ってる以上は、そこにそういう無形の数字というものは法的にあらわれてくるわけですので、その点はいかように申されましても、私のほうでは言うことはできません。

○ 28番（藤原要馬君） それはいかん。それは人道的に許されないことだと思うんですよ。権利ができたんだからその権利は取るんぞということですね。

ここで申し上げなきゃいかんことは、私が議長のときに、和泉学園が府が和泉市から貸しておったのが、権利を主張せられたので、私は何ということを言うかと。現在の法律ではそうなかったかもしれないが、その当時われわれは権利みたいなもの考えているか、それは許されんことだというのでやったわけですよ。これは行政の形やからやむを得んとしてもですよ、それでも何%か上増しをもらったわけです。

私がそこで申し上げたいのは、地主に権利があるのに、それを苦しめるような形に持っていくことはいけないということだ。だから今度解散するが、お借りした土地は評価としてこういう結果になるんすという報告をやってこそ、民主政治といえるのではないか。それをやむを得ない。権利ができたんだからしようがないと言うのなら、これは質問をしてもしようがない。こんなことが市民に発表されたら、今後和泉市のあらゆる行政においてむつかしさが出てくると思いますね。私はこの問題は市民に一ぺん聞かなければならんと思う。

○ 総務部長（坂口礼之助君） どうもことばの上で行き違いの点があるようですが、私からちょっとふえんさしていただきたいと思うんですが、市長さんの考え方には、借りて現実にどのように建物が建っている以上、法律的に借地権が借り主に存在するんだということを主張されれば、これは受けざるを得ない。35%の借地権を認めざるを得ない。ただし、それをそのまま地主に押しつけて、35%の借地権は市のほうにあるんだから、あなた方との間にも市は35%の借地権を持っているだろうと、押し切って言うということは私としてはできない。だからもし建物がなくなつて返すようになったときに、借地権を主張して、借地権に相当する金額をもらうということは人情的にも言えないといふことは、こうおっしゃつておるわけなんですが……。

○ 市長（藤木秀夫君） そうです。

○ 28番（藤原要馬君） じゃ、もしあそこをこわしてほかへ建てることになつたら、地主さんにお返しするんですね。

○ 総務部長（坂口礼之助君） そうです。

○ 28番(藤原要馬) そのとき 35%は市は取らないと。ところが、大津と2つに分かれるときには 6千何ぼを認めてあるでしょう。それが私にはわからないというんです。病院取りこわしの時点において、当時の議会は認めておるじゃないかと言われたときに、どう説明するのかというんですよ。大津と分かれるときには 35%を認めて、地主さんには 35%は認めないということでしょう。じゃどうなるんですか、これは。そとが私にはどうも納得がいかない。だから、地主さんが承諾してくれようとれようまいと、借りた恩義があるんだからね、病院解散で土地の権利 35%と言われているんだということぐらいは報告すべきではないか、相談をすべきではないかと聞いているんです。それを市長はする必要がないと言うんだからね。市民を無視することもはなはだしいと私は言うんですよ。

私はね、最終段階の話をしているんですよ。病院がほかへ移転するか、取りこわしをするときには、地主は 35%は取れない。大津と分かれるときには 6千何ぼかのものは認めておいて今度病院が移転する、あるいは取りこわすときには市に何も入ってこない。資産になっていないと。これ資産でしょう、6千何ぼというのは。それじゃいかんと言うんです。違いますか。

○ 総務部長(坂口礼之助君) 地主さんに対して事前にことばをかけておくべきだということについては、われわれそばにある者も気がつきませんで、それは実はいたしてございません。その点、市長の仕事を補佐している者として非常に申しわけなく存する次第でございます。

藤原議員さんのおっしゃる主張につきましては、全くわれわれも同感なんでございます。ただ解散時の財産を分割する段階では、法律的にはどうしても借地権があるわけなんで、これは認めざるを得なかったという立場でございますので、ひとつご理解願いたいと存じます。

○ 28番(藤原要馬君) そこで私は要望しておきたい。市長は地主さんのところへ行って内容の説明をすべきだと思うんです。今後の和泉市の行政を容易ならしめる意味においてもやるべきだと思う。

市が土地を借りるというんで、私はある時点において奔走したことがあるんですが、やはりそのことを主張されたんです。病院では 35%取られるらしい、だからそれだけのものをくれたら土地は貸してやると言われた。そういうことがあるからね、私はきちんとしておくべきだと言うんです。部外者はみな言っているんですからね、そんなことで通りますか。もしこれが市長の財産だったら、あんた黙ってますか。貸したんだからやむを得ないというようなことが通りますか。私はそれを言いますよ。今後和泉市として借らんならんところも出てくる。そのときには 35%の権利金を横んで借らなきゃいけない。それだけ申し上げておきます。

○ 議長(貝淵博治君) ほかに質疑、ご意見ないものと認めくこれを終わります。

おはかりいたします。本案を原案どおり可決するにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(貝淵博治君) 異議ないものと認めます。よって議案第1号、第2号を原案どおり可決いたします。

おはかりいたします。ここで休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(貝淵博治君) それでは休憩いたします。

(午前11時37分休憩)

(午後0時38分再開)

- 議長(貝淵博治君) それでは休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第3「泉大津市和泉市伝染病院組合の解散について」と、日程第4「泉大津市和泉市伝染病院組合の解散に伴う財産処分について」を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第3号

泉大津市和泉市伝染病院組合の解散について

地方自治法第288条第1項の規定により、泉大津市和泉市伝染病院組合の解散について別紙のとおり関係市長協議の上定めるものとする。

昭和47年1月28日提出

和泉市長 藤木秀夫

泉大津市和泉市伝染病院組合解散に関する協議書(案)

1. 解散の期日

泉大津市和泉市伝染病院組合は、昭和47年3月31日をもって解散する。

2. 施設の帰属

泉大津市に所在する伝染病棟は、本院の併設伝染病棟として泉大津市に帰属せしめる。

3. 伝染病患者の取扱いについて

和泉市に伝染病院が創設されるまでの間は、伝染病患者については泉大津市が委託をうけて処置するものとし、泉大津市和泉市間で委託に関する契約を締結するものとする。委託料については、基本委託料と患者の処置に要する委託料とするものとする。

議案第 4 号

泉大津市和泉市伝染病院組合解散に伴う財産処分について

地方自治法第 289 条の規定により、泉大津市和泉市伝染病院組合の解散に伴う財産処分を別紙のとおり関係市長協議の上定めるものとする。

昭和 47 年 1 月 28 日提出

和泉市長 藤木秀夫

泉大津市和泉市伝染病院組合解散に伴う財産処分に関する協議書(案)

1. 処分の基準日

財産処分の基準日は、昭和 47 年 3 月 31 日とする。

2. 財産の処分

基準日における資産及び負債の一切を泉大津市に帰属せしめる。

3. 清算業務

財産の清算業務を行うため、次の清算人を置く。

泉大津市長

和泉市長

伝 染 病 院 土 地 評 価 額

所有地 借 地 別	面 積	単 価	評 価 額	備 考
所有地	1,312.64 m ²	円 25,495	千円 33,466	

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（坂口礼之助君） それではただいま上程をいただきました議案第3号並びに第4号について提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

まず議案第3号「泉大津市和泉市伝染病院組合の解散について」でございますが、伝染病院組合の解散につきましても、病院組合、伝染病院組合議会特別委員会において慎重ご審議をわざらわし、別紙協議書案のとおりご承認をいただき、本年第1回伝染病院組合議会において可決せられましたので、地方自治法第288条第1項の規定により本市議会のご議決を賜わりたくご提案申し上げる次第でございます。

協議書案の内容といたしましては、第1点の解散の期日は、病院組合の解散期日と同様、昭和47年3月31日でございます。

第2点の施設の帰属につきましては、伝染病棟は、本院の併設伝染病棟として泉大津市に帰属することといたしております。

第3点、伝染病患者の取り扱いについては、将来和泉市に伝染病院が設置されるまでは、和泉市の伝染病患者は泉大津市が委託を受けて処置することとなっておりまして、この場合両市間で委託契約を締結いたしますが、委託料については、基本委託料と患者の処置に要する委託料となってございます。

以上が伝染病院組合解散に関する協議書の内容でございます。

なお第4号「泉大津市和泉市伝染病院組合解散に伴う財産処分について」をご説明申し上げます。

本件につきましても特別委員会で慎重ご審議を賜わり、別紙協議書案のとおりご承認をいただき、本年第1回伝染病組合議会におきまして可決せられましたので、地方自治法第289条の規定により本市議会のご議決を賜わりたくご提案申し上げる次第でございます。

協議書案の内容といたしましては、第1点の処分の基準日につきましては昭和47年3月31日といたしております。

第2点、財産の処分につきましては、3月31日における資産及び負債すべてを泉大津市に帰属せしめることといたしております。

第3点、清算事務につきましては、伝染病院組合会計は3月31日で締め切られますので、4月1日以降両市長が清算業務を行なうことといたしてございます。

以上簡単ですが、議案第3号及び第4号につきまして提案の理由並びに内容の説明を終わります。よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 本案について質疑、ご意見ありませんか。

○ 29番(坂上国治君) 午前中私は、3号案にあることはわかつておりましたけれども、伝染病院が主体であり、それに一般病院が付属したんだという解釈で申し上げたんです。

そこで先ほどの市長の答弁は、何んなめたような答弁だったと思うんですが、まず和泉市において今後、47年度にでも伝染病院を建設するという考えが市長にあるのかどうか。福祉行政のきびしい中で、伝染病院の権利を放棄したということは問題だと思う。それではあんたは十万市民のこと考えておらんということになる。

私はきのう代表者会議でも聞いたんですけれども、あんたの言い分は、550万あるいは600万の分担金を出すより得だ、高石市の市民と同じ待遇にしてもらうようにしたんだと。

何で高石市と同じような待遇にしてもろうてあんた喜ばないかんねん。あんたは今までにそういう苦労をしてないから、そんな簡単に言えるんだ。せやから、今後市長として伝染病院を和泉につくる考え方があるのかどうか、はっきりご答弁願いたい。申し上げておきますが、たよりない答弁をしないように。あんたの答弁はいつもたよりを過ぎて困る。

きのうもこゝして二人の助役さんが任命された。あんたは助役にたよっていこうという気持ちやと思うんですけれども、これまであんたのまいてきた種は、両助役にしてもその解決は至難だと思う。市長自身が解決せないかん。

そこで本院と分院に分かれるときに、あんたは和泉市民病院の拡張ということは予想されていたんだろうと思うんですが、先般私は、分院の事務長に来ていただいていろいろと検討したんですけども、分院の場合とこれをさらに拡張した場合と、市の持ち出しその他いろいろ計算したらどうなるか。おそらく赤字は大きくなるに違いない。しかし、福祉行政、医療行政が大きくさけばれている今日、これはどうしてもやっていかなきゃならん。損だとか得だとかいふことは考えておれん。だからおそらく拡張することを考えてくれておるんだろうと。ところが市長の答弁は、550万あるいは600万円の分担金が要る、大津にやっかいになればそれが要らんから得やという言い方なんです。私はそこに疑惑があるんです。損やとか得やとかいう言い方は避けてほしい。

大体、突発的に起こってくるのが伝染病なんです。それを十分考慮にいれてやってほしい。避病舎は和泉市にも、信太にもあったし、当時の八坂にも、横山にもあった。いろいろあった避病舎が寄つてこれはできたものです。昔の進んでない時代にでもそうした避病舎は各所にあった。それが現在、伝染病院を和泉市からなくすということは市民に非常な不安全感を与える。だからできるだけ早いこと伝染病院をつくってほしいと思うんですが、いつどろつくるという心がまえがあるのか、そちらの辺を明確にご答弁願いたい。

○ 議長(貝淵博治君) 市長。

○ 市長(藤木秀夫君) 坂上さんご指摘の伝染病院については、別段放棄したわけでもございません。和泉市に伝染病が発生した場合には、医療施設が分離した後においても市民に迷惑をかけるようなことは毛頭ないということを申し上げておきます。先ほどの説明の中にもありましたように、和泉市が伝染病院施設をつくるまで、向こうは責任を持って患者を収容するはつきりうたわれておりますから、毛頭迷惑をかけないということは断言して申し上げられると思います。

それでは何年ほど後に伝染病院施設ができるのかということですが、伝染病は最近非常に少なくなりまして、わが和泉市では過去3年間に10で、そのうちあそこに収容されているのは5名ということの実績があがっております。したがってこれは不経済な施設であると。なにも市民に不経済だということではございませんけれども、大津さんに委託したほうが得である。こういうことで、議員さんも大津に帰属せしめることを議決していただいたものと判断いたしております。何年ほど後にということははっきりとは申し上げられませんけれども、できるまで必ず大津は保証してくれますので、その点よろしくご了承を賜わりたいと思います。

○ 29番(坂上国治君) 放棄しないんであれば、しかば、和泉市から伝染病院に関係する議員の選出は何名になっているんですか。権利放棄はしていないということを午前中も、午後に引き続いても言われておる。それならおそらく和泉市選出議員の中に伝染病院組合の議員というものがあるはずです。その議員定数を一体何名ぐらいにしていただいたんか、ご説明願いたし。

○ 市長(藤木秀夫君) それは分離問題に帰着する問題でございまして、最初にもございましたように、和泉市立何々病院、泉大津市立何々病院ということで分離してある関係上、議会のほうのなにはそれで消滅することになりますので、その点ご了承を願います。

○ 29番(坂上国治君) そんなことを聞いているのと違いますよ。伝染病院に限って聞いているんですよ。あんたは伝染病院は放棄しないと言うんでしょう。権利放棄をしてないんであれば、当然議員というものは必要やないんですか。これ、今まで和泉市、泉大津市の二市で持っておった病院なんですよ、わかりますか。あんた、頭しっかりしてもらわなかんぜ。居眠りして聞いとったらあかん。ど性念をいれて聞きなさい。

午前、午後と、権利放棄はしませんということをあんたは強調しているわけや。そうでしょう。私の聞いているのは、病院議員も議決をしたんやということを聞いての質問なんです。せやから、これをどないせいと言うているわけじゃない。これにかわる和泉市独自の伝染病院をお考えかということを聞いている。ところが、あんたは権利放棄はしませんという。じゃ和泉市から何名の議員を派遣するのかと、こう聞いているんですよ。だからね、十分考えた上

での答弁をしてください。あんたみたいなたよりない答弁をされたら、質問するほうも困りますよ。権利放棄をしてないのなら、議員定数を何名にしたんか。それに対する答弁をしなさい。

○市市長(藤木秀夫君) 権利ということについてはいささか私の失言だったかもわかりませんが、患者発生の場合の市民に対する迷惑はかけないということを、権利放棄ということに間違ったわけでございますので、どうぞ了承を願いたいと思います。

○ 29番(坂上国治君) それはそれで失言取り消しということならけっこうです。
しかし、いつまでもそりしたかっこうで泉大津市の病院にごやっかいになるというのはいかんと思うんですよ。泉大津市より和泉市のほうが大きいんですよ。和泉市はさらにこれから大きく発展する市です。和泉市が高石なり泉大津の世話をせないかん。その観点から和泉市にもそういう医療施設——これは福祉施設になると思うけれども、福祉行政の中であんたは考えないかんと思うんです。できるまで向こうのやっかいになる。それやったら乞食をしているなにと一緒にで、向上心がない。いける間はお世話になるんだというのとおんなじなんです。和泉市長ともあろう人がそういう考え方では困る。

そんたよりないことやなしに、福祉行政の面で私はこうしていくんだという姿勢をあくまでも出してほしい。できるまで泉大津のやっかいになりまんねんと、そんな答弁やったらだれでもしますよ。和泉の有権者いま6万何ぼあるけれど、その人らだれが出てきても、あんたよりもっとじょうずに答弁をする。あんたはその中から、おれが市長になるんやいうて出てきたんやからね、もっと10万市民のことを考えてもらわんと……。自分だけよかったですらいいんと違いますよ。そんな情けない市長では困りますよ。だから、いつごろまでにこしらえる気持ちがあるのか、はっきりしなさい。

○ 市長(藤木秀夫君) 私が市政をあずかっている間は、とうてい伝染病院を建設する気持ちはございません。その間、大津に委託してやっていきたい。と申し上げるのは、伝染病院の経営は非常にむつかしい問題でございます。患者がわずかしかないにもかかわらず、医者なり看護婦なりを常駐させということは、不経済と申しますか、そういう点からいいますて、市民に迷惑をかけるということはないということを断言します。何回尋ねていただきましても、それ以上の答弁はできません。

○ 29番(坂上国治君) けしからんぞ、そういう答弁では。市民を何やと思うてるんじゃ。私の任期中にこしらえる気持ちは毛頭ありませんて、これでも和泉市の財産やぞ。その財産を放棄しておいて、つくる気持ちがないとは何ごとだ。

さっきから言うてるやろ。これは福祉行政につながるんだと。損得の問題やない。ほかの面で何ぼ損してるんですか。私はね、和泉市にもこういうものがあるんだということになれば、

市民が安心する。伝染病が発生したらどこにでもやっかいにはなれるけど、市民に安心感を与えるためにということで、みんな持ってるんです。これやったらね、福祉行政はゼロです。福祉行政について和泉市長はゼロです。これについての質問は、あんたには何を言うてもこたえんのやから、それでよろしい。私の任期中は絶対つくる気持ちはありませんといふんだから、それでよろしい。そのように確認して、私はこれで終わります。

- 28番(藤原要馬君) 市長のいまの答弁はちょっと横暴じゃないかと思うんです。だから現在泉大津の伝染病棟に何人の患者が収容せられているか、それをまず聞かさせていただきたい。
- 総務部長(坂口礼之助君) 私のほうで調査しましたところ、和泉市からはどなたも入ってございません。
- 28番(藤原要馬君) 伝染病棟というのはただ法定の赤痢とか腸チフスだけですか。
- 総務部長(坂口礼之助君) (うなずく)
- 28番(藤原要馬君) 結核患者は……。
- 総務部長(坂口礼之助君) 結核患者については、いわゆる法定伝染病で伝染病棟に収容するという性質のものではないわけとして、一般病院の結核病棟ということでございます。
- 28番(藤原要馬君) あの裏のほうにあるやつは違うんですか。そこに入っているのと違うんですか。
- 総務部長(坂口礼之助君) 伝染病患者ということで収容している和泉市民は、いまのところございません。
- 28番(藤原要馬君) いま結核患者が入っている病棟は、一般病棟と違いますね。
- 総務部長(坂口礼之助君) 一般病院の中の結核病棟です。
- 28番(藤原要馬君) 伝染病院の中に結核患者の病棟があると思うんですけどね。あの裏のほうにある病棟ね……。
- 総務部長(坂口礼之助君) 一番西側のほうにあるやつ。
- 28番(藤原要馬君) うん。あれは伝染病棟ということで建ったと私は記憶しているんですがね、全体を。それを全部放棄した。だから和泉の分院で結核患者が出た場合には、本院のほうに移しているはずなんです。
- 総務部長(坂口礼之助君) そうです。結核病棟へ移してますね。
- 28番(藤原要馬君) それは伝染病棟の中にあるわけですね。
- 総務部長(坂口礼之助君) いいえ、伝染病棟というのはあくまで法定伝染病だけなんでございますが。
- 28番(藤原要馬君) それはわかっていますけどね。結核も伝染病だから、和泉の病院では

やれないわけですね。

- 総務部長（坂口礼之助君） 結核病院の病棟をつくらんと……。
- 28番（藤原要馬君） つくらんといかんですね。だから大津の伝染病院の中に結核病棟をつくっているはずですね。
- 総務部長（坂口礼之助君） あれはあくまでも本院の中の病棟です。
- 28番（藤原要馬君） 本院の中のあの病棟は伝染病棟として建てたわけですね、全体を。
そうでしょう。
- 総務部長（坂口礼之助君） その点はちょっと私存じませんが……。
- 28番（藤原要馬君） あれはわれわれが議員で行ったときに、伝染病棟としてやったわけですけどね。その点、わからんということでは困ると思うんですよ。分離する立場においてね。うちのほうの結核患者を相当数本院に預けているはずです。一般病棟の中には結核病棟というのはないはずですよ。どこにあるんですか。それを聞きたい。私たちは裏の、伝染病棟の中の一画に結核病棟があると見ているんです。
それから結核にしても伝染するから、隔離的な場所にし、菌が発生している限りは退院させないと。いまは結核病も、薬もあり進歩しているからあれですが、そういう人も相当いると思うんですけどね。
- 総務部長（坂口礼之助君） その点については、分院事務長にすぐ間に合わせてみますけれども、われわれは結核病棟は一般病棟であって、伝染病棟の中には入っていないというふうに解釈しておるんですが。
- 28番（藤原要馬君） じゃ裏に建っている建物はどういう建物ですか。分離する以上、そういうことは確かめておかなければいかんと思うんですがね。

それから裏の建物ですが、あれの完成のときにわれわれ行ったんだけれども、あれは伝染病舎だというふうにわれわれは受けとってきたわけなんです。その中に結核病舎がある。だから一般病棟の中には——大津の本院にも結核患者のなにがないわけですよ。それはそれとして、これを分離した限り、和泉の分院で結核患者は処理できるんですか。

- 総務部長（坂口礼之助君） 病院内のある一棟を結核病棟に指定して、そこに集中するということは可能です。
- 28番（藤原要馬君） 可能なら、その計画をされているんですか。

権利のないところへ和泉の患者さんを入れるのは非常にお気の毒だと思うんですよ。われわれは和泉の市民さん、結核であろうと何であろうと十分な看護ができ、治療ができるということを願っているわけです。解散する限りは、和泉市が不便を感じないように、市民に迷惑をか

けないようにしておいてから解散すべきじゃないですか。その受け入れ態勢もいまだにできておらずに、いまの部長のつくればできるんだという説明はおかしい。これは根本的に市長でなければできないことですので、市長からご答弁を願いたいと思います。

- 市長（藤木秀夫君） 病院の分離というものは和泉市にとって大きな仕事でありまして、分離した暁には、全科そろっていない和泉の病院を充実しなければならんと。こういうことを一番心配しておるわけでございますが、一日も早く、4月1日から発足するようやらなきゃならんと思っております。

ただ伝染病については、医学の進歩に伴って患者数も少ないし、また、もし伝染病が発生した場合でも、市民に毛頭ご迷惑をかけないということとの自信は持っておりますが、最初にお話のあった共同の伝染病院——和泉が持っていくんなら、やるさかいで持っていくと、大津の議員さんに言われたこともあったんでございますが、建物なり土地なり、そうすぐにもまいりません。それで第2回の特別議員さんの会議のときに、これは私が議長をしておりました時代のことです。そこでございますが、結局伝染病院は泉大津に帰属するということを前提として骨子をきめられたように思います。その点、藤原議員さんのおっしゃるとおりでございまして、何をも備えておくのが当然でございますが、そのもう一つ前に、小児科なり、産婦の施設をつくらねばならんと、かように考えておりますので、その点ご了解を願いたいと思います。

- 28番（藤原要馬君） その点はわかるわけです。いろいろの科をつくるのもけっこうだしつくらなければならんと思います。

しかし、結核病の人がいま大津のほうに相当ついていると思うんですが、分離した大津へこれから行くのは足も重いだろうし、われわれとしても患者から頼まれた場合、何ら権限がないんですからね。だから結核病棟だけでも直ちにつくって、大津へいま行ってる人を和泉の病院へ受け入れるようにやるべきだと思う。法定伝染病患者は一人もいないからどうでもいいんだというような形はですね、行政の不勉強だと思うんです。結核患者のほうをどう考えているのか、なぜそれを先につくっておかなかったのかと言いたい。

これは9月にわれわれに報告したことですけれども、その内容を聞かしていただきたいですね、実際は。その内容についてはわれわれ疑問に思うところがある。われわれがその点を追及すれば、理事者の答弁はできないことになってくるんじゃないかな。報告といつたって何の報告をしておったかということですよ。

そこで市長に要望して、いや、確約していただきたいことは、直ちに分院のほうに結核病棟をつくる意思があるかどうか。といつても、受け入れるのは病院ですから、市長の意思だけではいかない。最終のなには院長ですけれども、院長がそういう病棟をつくる意思があるかな

いかということは、市長、聞いておりますか。

- 市長（藤木秀夫君） 先ほど申し上げましたように、伝染病棟のほうに今までから頗んでおりまする関係上、こちらにそういうことを念をいれてやるというところまでは至っておりません。

- 28番（藤原要馬君） それはね、あまりにも市民に不親切ではないかと思うんですよ。先ほど総務部長が言われたように、これは一般の病棟で隔離すればいいけるんだから、それまでにわかつておるならば、なぜ解散と同時に分院のほうに確保しておかなかったか。自分とこの病院で手厚い介抱をしようとするあたたかい市政というものがない、ということを私は指摘するんです。4月1日から発足する和泉病院の中にそれを直ちにつくることを計画すると同時に、病院の方々とも話し合いをしておくべきです。それをやってないでしょう。

これは確約をとっておきたい。4月1日から大津の結核病院にいる和泉の患者を和泉病院に引き取る施設の設立を確約してもらいたい。どうですか。

- 市長（藤木秀夫君） 来月、さ来月とまだ2か月ございますので、その間にとくと検討いたしまして、市民に迷惑をかけないよう努力いたしたいと思います。

- 28番（藤原要馬君） せやからそれはできるわけですね。

- 市長（藤木秀夫君） できるもできないも、隔離はいまの伝染病院のほうでけっこうしてい先だけるようにできておりますので、市民に迷惑をかけるということは……。

- 28番（藤原要馬君） それはわかっている。何を言うとるんですか。これはこっちにできるんでしょう。伝染病院でなくして、こっちの一般病院ができるんでしょう。できるんだからせいと私は言うてるんですよ。遠い大津の病院まで何で和泉の市民をやらないかんのですか。何でこちらに親切にとつてやるようにしてあげんのかと言うているんです。その意思があるかないかを聞いています。これは私、市民に尋ねてもいいと思うんです。そういう不親切なことをするんならぬ。私の聞いているのは、伝染病と違う。一般病棟の中に隔離病棟をつくってできるというから、したってくれるかと聞いています。

- 市長（藤木秀夫君） その点は支障のないように考えまして……。はっきりその点なにが申し上げられんというのは、いま病室がほとんど満床になっておりますので、いつと言われましても……。こちらも藤原議員さんに確約できるかできないかということを考えておるわけでございまして、病院と検討いたしまして、後日回答申し上げたいと思います。

- 28番（藤原要馬君） せやから、先ほど坂上議員さんが言うたとおりに、解散時にですよ分割したら一般の病人も受け入れなきゃならんし、職員も本院と分院とはっきりせないかんわけでしょう。そこらを考えてね、こっちに受け入れのできる体制を整えておくべきだと私は言

うでいるんです。あんたが市長になってやる限りは、こっちに増設するとか、債務負担行為をやるとかいうことができるはずですわ。それをなぜやらなかったのかと聞いているんです。これは幾ら言ってもしょうがないと思うんで、これでとどめますけれども、特にそれだけは確約しておいてもらいたいと思います。

- 10番(池田信幸君) 先ほどの市長の答弁の中で一点だけどうしても失言の取り消しをしていただきなければならんことがあります。市長は、12月の定例本会議での私の質問に対して、将来総合病院をつくることを確約なさったはずです。私はそのとき、総合病院とはよく考えて返答してもらいたいということを申し上げて、よく考えた上で、やりましょうという市長の答弁をいただきました。

私は財政その他の問題がございましたから、あえて将来というふうに申し上げたわけですけれども、総合病院の中には伝染病の病舎も当然入っておるわけです。それが市長の先ほどの答弁では、私の存任期中には絶対できませんということに相なりましたので、やめていただきたいことにはこれは実現しないということになります。したがって去年の12月の本会議での答弁はただその場限りに逃げたとしか考えられない。その点、はっきりと芯を据えてご答弁をいただきたい。

- 市長(藤木秀夫君) 昨年12月に総合病院と申し上げたのは、実は私は就任早々でございまして、総合病院の理解が十分にできておりませんでしたので、その点ご了解を賜わりたいと思います。

いま伝染病についていろいろのご質問を受けておるんでございますが、総合病院となるとむろんそれも含んでなきゃならんということは、その後私いろいろと勉強しましてわかったわけでございまして、その点ひとつご了解を願いたいと思います。

それで伝染病患者が発生したときには決してご迷惑をかけないということは、これは、本日さんにてご提案の議案がなにしました以上は、分かれないかんということになるわけですが、今後医療行政に——増築を計画することに努力いたしまして、和泉病院を市立病院としての名に恥じない施設に持っていくべく努力をいたしたい、かように思っておりますのでご了承を願います。

- 10番(池田信幸君) ただいまの答弁では答弁になっておらないと思うんです。もちろん市長の言わんとするところはわからんわけではございません。最近勉強して、総合病院の偉大さに驚いたということでありますけれども、したがって私は、よく考えて答弁をしてくれと念を押したはずです。

私がただいま追及しておりますのは、市長が在任期間中はそういうことはとてもできません

とおっしゃった。しかし、去年の12月にはやるという約束でありますので、それを遂行するためには、市長がやめにならんとできないのか、それとも先ほどの答弁を失言取り消しにするのか、どちらかはっきりしてもらいたい、ということを言っておるのであります。どうしてもできないのならやめなしゃあないという事態に自分自分を追い詰められたような答弁をされた点を私は追及しておりますから、そのところ、とくとこれも芯を据えて返事をしてもらわんことにはたいへんな問題になると思います。市長がやめんとできないのか、失言の取り消しをするのか、その点について明快なご回答をしてほしいと思います。

- 市長（藤木秀夫君） 私が先ほど任期中は全然できないと申し上げましたのは、私の失言であります。何回も同じことを申し上げている間にかようなことが出ましたので、どうぞしからず、取り消しさせていただきます。
- 10番（池田信幸君） これはそれでけっこうであります、こういう基本的な問題について本会議場で一たん約束になったことは、確実にですね、議会が召集されるたびに回答が違う、ものの考え方方が違うということでは、とてもじゃないですけれども、和泉市の行政はできませんので、その点しっかりとした姿勢で臨んでいただくよう、新しい助役さんともども相談をしてやっていただきたい。そういう点で了解をいたします。
- 29番（坂上国治君） ただいま池田議員の発言によって取り消しがあったわけですが、その取り消しは、12月の本会議で総合病院を計画しておりますと言ったことを取り消したのか、私の任期中は絶対にやりませんと私に言うたことを取り消したのか、そのどちらを取り消したのか、はっきりしてください。
- 市長（藤木秀夫君） 先ほど申し上げたことを取り消すと申し上げたのでございます。任期中にやらないということを取り消すということでございます。
- 29番（坂上国治君） しからんぞ、こら。この坂上に私の任期中には絶対やりませんと言うたんと違うのか。それでも10万市民の市長か、承知せんぞ。いまぬくぬく言うたことと違うんか。助役さんはきょう初めてここへすわってくれたとこやが、よう聞いてくれた。池田議員の質問に対して、そのあとで私に言うたことを取り消すと、一体それは何ちゃうことか。
- 市長（藤木秀夫君） えらいすみません。
- 29番（坂上国治君） すみませんですかい。何を言つてるんや。そんなことですむんやったらだれでも市長をするわい。

これはおかしい。そんなことでは私は承知できません。いま言つたとこでしょ、私が何分か前に。議事録にも書いてある。それが何分か後にこないなってもうてるんや。わずか10分か15分の間にそんなふらふらするような市長はかなわんと思う。あんなも自分ながらそない思

いますやろ。人に言われんでも。わしは10万市民の市長としてとてもじゃないけど持たんわいと。こんなことで済まされたら、何千人かの支持を得て出てきた議員がものを言うても、何にもならん。私に言うてくれたことをどないしてくれまんねん。はっきり答弁せい。

- 議長(貝淵博治君) 国の施策が、産業優先より福祉優先に大きく変わっている現今において、あなたの答弁はいかんと思う。私の任期中はやりませんというようなことを言うとはもってのほかです。議会軽視もはなはだしい。あなたはなぜ、私の任期中に最善の努力を払って、十万市民のために努力しますということを言わなかったのか。

すみやかに、先ほどの答弁をお二の方に対して取り消したのか、または池田議員に対して取り消したのか、その点の謝罪と取り消し。いま私の言った産業優先より福祉優先という国の施策にのっとって、あらためて答弁していただきたいと思います。

- 28番(藤原要馬君) 議長、これははっきりしてやらんといかんと思うんです。坂山議員の質問に対して、私の任期中にはやりませんと大きな声で確言した。それが池田議員の質問に対して前言を取り消すということは、坂上議員を無視することもはなはだしいと思う。いまそれをただ言いかえしたぐらいで済ましていいのかどうか。これは坂上議員一人の問題じゃなくて、議会全体にかかる問題です。直ちに答弁をしてもだめだと思うんです。

- 議長(貝淵博治君) おはかりいたします。暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(貝淵博治君) ご異議がないようでござりますので、休憩いたします。

(午後1時31分休憩)

(午後2時12分再開)

- 議員(貝淵博治君) それでは休憩前に引き続きまして会議を開きます。

この際市長の発言を許可します。

- 市長(藤木秀夫君) 休憩前に坂上議員さんのご質問に対して私が、福祉行政の重大さがさけばれておる今日でござりますにもかかわりませず、伝染病院の建設をしないと申し上げましたのは私の軽率な考え方でございまして、その点取り消しさしていただきたいと思います。

実は病院の裏手の土地も購入してござりますし、そこへむけて病院を大きくしなきゃならんという計画は十分に持っておりましてもかかわらず、さような答弁を申し上げたわけでござりますので、その点どうかよろしくご了承を賜わりたいと存じます。

○ 28番(坂上国治君) 休憩前の私の質問に対して市長から、あれは軽率な考え方であった今後は前向きの姿勢で、裏に敷地の貢収も済んでおるので、何とかそこへ建てるようになっていきたいということでございます。

市長、ひとつお願ひしておきますけれども、今後はただ口だけでなしに、前向きの姿勢で、10万市民の親として信念を持って、和泉市発展のために努力してもらうことを要望して、終わります。

○ 議長(貝淵博治君) ほかに質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。
おはかりいたします。本案を原案どおり可決するにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(貝淵博治君) ご異議ないものと認め、議案第三号及び第四号を原案どおり可決いたします。

○ 議長(貝淵博治君) 次に日程第5「和泉市病院事業の設置等に関する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第 5 号

和泉市病院事業の設置等に関する条例制定について

和泉市病院事業の設置等に関する条例を次のように制定する。

昭和47年1月28日提出

和泉市長 藤木秀夫

和泉市病院事業の設置等に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）の規定に基づき、病院事業の設置等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第2条 市民の健康保持に必要な医療を提供するため、病院事業を設置する。

2. 病院事業として経営する病院の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 和泉市立病院

(2) 位置 和泉市府中町780番地

（経営の基本）

第3条 病院事業は、常に公共の福祉を増進するとともに、企業の経済性を発揮するように運営されなければならない。

2. 病院の診療科目、病床数及び組織その他業務分掌については、市長が定める。

3. 病院は、本市住民の診療及びこれに附帯する業務を行なう。ただし、市長において特別の事情があると認めるときは、本市住民でない者に対しても診療を行なうことができる。

（重要な資産の取得及び処分）

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が20000000円以上の不動産又は動産の買入れ又は譲渡（土地については、1件5000平方メートル以上のものに係るものに限る。）とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第4項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100000円以上である場合とする。

（議会の議決を要する負担附きの寄附の受領等）

第6条 病院事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担附きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が20000000円以上のもの及び法律上の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が2000000円以上のものとする。

（業務状況説明書類の作成）

第7条 市長は、病院事業に關し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2. 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、病院事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3. 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、市長は、できるだけすみやかにこれを作成しなければならない。

附 則

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

理 由

本市住民の健康保持に必要な医療を提供するため、泉大津市和泉市病院組合の解散により本市に帰属する同組合の公立和泉病院分院を本市病院事業として設置し、かつ、この事業の設置等に関する地方公営企業法の規定により必要とする事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（貞淵博治君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（坂口礼之助君） それではただいまご上程をいただきました議案第5号「和泉市病院事業の設置等に関する条例案」について、提案理由並びに内容をご説明申し上げます。

さきにご提案申し上げました病院組合解散についての議決をいただきましたので、本市に帰属いたします分院を本市の病院事業として設置し、市民の健康保持に必要な医療を提供するにつきまして、地方公営企業法の定めるところにより、その設置に関する必要な事項を定めるため本条例案をご提案申し上げる次第でございます。

以下条文を追ってご説明申し上げます。

まず第一条でございますが、ここではこの条例の設置目的を掲げております。

第2条におきましては、第1項で病院事業の設置目的、第2項で病院の名称並びに位置を定めております。設置目的は、先ほども申し上げましたように本市住民の健康保持のために必要な医療を提供するために必要な医療を提供するために、本市独自で病院を設置することになります。名称は和泉市立病院と称することとし、位置は現在の分院の位置でございます。

第3条では、経営の基本方針を定めております。なお市民への医療の提供ということから、病院経営の基本が公共の福祉増進をはかることが当然のことですが、同時に、地方公営企業法の趣旨に沿って企業としての経済性をもはかることとしております。また市民病院という観点から和泉市民の診療を原則といたしますが、医の倫理上、他市の住民の診療も行なうよういたしております。この場合の使用料、たとえば入院室料等で多少の差がございます。ただし泉大津市民につきましては、協議書によりおして、向こう10年間和泉市民同様の取り扱いと相なるわけでございます。なお詳細は、使用料に関する条例をご提案申し上げる際ご説明申し上げたいと存じます。

次に、第4条から第7条につきましては財務に関する規定でございまして、第4条は、重要な資産の取得及び処分に関する規定でございまして、地方公営企業法第33条第2項では、地方公営企業の用に供する資産のうち重要なものの取得及び処分については予算で定めることとされ、その基準は、法令で定めるところに従い条例で定めることとされていますので、その法令により重要な資産の範囲を2千万円以上の不動産とし、土地にあっては一件5千平方メートルをこえるものでございます。

第5条は、議会の同意を要する職員の損害賠償の免除に関する規定でございます。地方公営企業法第34条により準用する地方自治法第243条の2の規定するところにより、職員の行為によって市に損害を与えた場合に、そのことがやむを得なかつたと監査委員が決定したもののうち、条例で定めた場合には、議会の同意を得てその職員の損害賠償を免除することができるようになっておりますが、議会の同意を得なければならぬ賠償責任額を10万円以上の場合と規定するものでございます。

第6条は、負担つき寄付の受領などに関して議会の議決を得なければならない場合を定めるものでございます。地方公営企業法第40条第2項では、負担つき寄付または贈与、市の義務に属する損害賠償の額の決定並びに不服申し立て等につきましては、議会の議決を要しないことを原則とし、条例で定める場合にのみ例外的に議会の議決を要することとしております。この議会の議決を要する場合を、負担つきの寄付または贈与にあってはその目的物の価格が2千万円以上のものとし、法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定にあっては200万円以上のものとする。かような趣旨でございます。

第7条は、病院事業の業務の状況を毎事業年度2回公表し、住民に対し企業の経営に対する理解と協力を求め、健全な経営をはかろうとするものでございます。第一項につきましては、毎年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、また10月1日から3月31日までの状況説明書類を5月31日までに作成するよう義務づけております。第2項は、業務状況説明書類には事業の概況、経理の状況、その他事業の経営状況を明らかにするため、市長が必要と認める事項を記載することとし、なお11月30日に作成する書類には前事業年度の決算状況を、また5月31日までに作成する書類には同日の属する事業年度予算の概要及び事業の経営方針をあわせ記載することとしております。

なお付則として、本条例は昭和47年4月1日から施行いたしたいと存じます。

以上簡単でございますが提案の理由並びに内容のご説明を終わりたいと思います。よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 20番（直村静二君） 3点ほどお尋ねしたい。

一つは、議会との関係がどうなるのか。解散、分離され、条例が放置され、具体的に動いていくことになれば、病院会計は特別会計になって、議会に報告され、予算化するということになる。その議会との関係をもう少し明確にしてもらいたい。

二点は、市長が定める診療科目ですね。先ほどの答弁で小児科その他が出ておりましたが、これのもう少し明確な計画、何ヵ年計画でいくのかを明らかにしてほしい。

それと総務部長の説明にあった、条例案の第3条ですか、「ただし、市長において特別の事情があると認めるときは、本市住民でない者に対しても診療を行なうことができる」となっていますけれども、先ほどの説明では、倫理上和泉市民だけしか診療しないということはない。ところが、ここでは他市の住民が来たときには一々市長が認めるんだというたてまえになってしまいますね。医は仁術といいますけれども、そこらの規定はどういうふうに扱うのか。さっき金額的に幾らか変わるんだということの説明はありましたけどね。

- 議長（貝淵博治君） 総務部長。
- 総務部長（坂口礼之助君） お答えいたします。

まず第一点の議会との関係でございますが、簡単に申しますと、公営企業ではありますが和泉市の公営企業でございますので、現在の水道事業と同じように、すべて議会におはかりしてやっていくことでございます。予算は、現時点では公営企業法の全面適用でなしに、財務だけの一部適用という形式をとってまいりますので、特別会計として組まれてまいるわけです。したがって予算並びに事業計画、あるいはそれに基づいて執行しました決算等についても

議会の議決なり認定をいただいて初めて成立するという形に相なるわけでございます。

第二点の病院の診療科目でございますが、現在分院には内科、外科、整形外科並びに神経科の科目がございます。その科目でスタートする予定ですが、できましたら4月の開院と同時に、小児科等も開院に持っていくたいといううなにを病院側でも持ってくださっておりますし、市のほうでもけっこうなことだと賛意を表している次第でございます。なお市長の考え方としては、できるだけ多くの科目を増設して、順次総合的な病院に発展させていきたいと考えておるわけなんです。で、病院の拡張計画と申しますか、長期計画を立案いたしたいと考えておりますが、その点については、今後立案の過程で議会等とも十二分にご協議申し上げながら、議会の意思を尊重してやってまいりたいと考えております。現時点においては、現在ある科目に小児科を加えたものでスタートするという考え方でございます。

第三点の他市の住民の診療でございますが、先ほども申し上げましたように倫理上の問題から患者を拒むことは原則的にはできないだろうと思います。ここでは「市長においては特別の事情があると認めるとき」としてございますが、他市の病院設置条例でもこのような表現をとっていますけれども、現実の問題としては、他市の患者であっても特別な事情のない限り断わらないというのが通例になっております。また、市長さんが一々特別な事情があるかどうかの判断を下すのではなくて、その権限は、病院の窓口に近いところの方に移譲してそこでやつていただくわけです。たとえば事務長さんなり課長さんなり、組織の中で適切な方に権限を移譲して、そこで判断を下していただくという考え方でございます。ただ他市住民の場合は、入院料等について和泉市民との間に格差をつけていくという考え方を持っております。その詳細については、病院側との協議がまだ十分煮詰まっておりませんが、順次煮詰ったものを議会のほうにおはかりして決定していきたいと存じております。

- 20第（直村静二君） 議会との関係では、議会を通してという形式になるそうですが、この点はもう少し進んだ段階でまた聞かしてもらいたいことにしたいと思います。

ただ、いま4つの常任委員会がありますけれども、病院独立後はこれはどの常任委員会にはまることになるのか。今までの慣例また状況からいって、一定の議員を選任するのか。この点は議会の空気も聞いて理事者と協議していただく。このように意見を申し上げておきます。

それからお聞きしたいのは、たしか池辺市長時代に分院で産婦人科が設置されて、同時に分娩室もちゃんとこしらえてある。ただ医師、看護婦がないから開店休業だと聞いてるんですが、新しく開設するのなら、多少の支障はあるかもしれないけれども、できないことはないわけですね。小児科があったら、子供さんはかりやなしにおかあさんもくるわけで、産婦人科が当然必要だということになってくる。しかも設備はある。ないのは人だけだ。だから何とかある

施設を生かしてほしい。小児科に産婦人科は付きものでっせ。市長、これは池辺市長から引き継ぐときの公約の一つですからね。その点明確にご答弁願いたい。

- 総務部長（坂口礼之助君） 市長はこまかい点があれですので、私からご説明さしていただきます。

産婦人科開設については病院側と協議を進めてございますが、直村議員さんのおっしゃるように、産婦人科を開設するということでの分娩室ですか、そういうふうなものも一応設けてございますけれども、病院側のお話によると、端的に申しまして帯に短かしタスキに長しといったかっこうなんだそうです。現状のままでは開設に踏み切ることはちょっとむづかしい。分娩ということになると、現在の分娩室では無理だそうとして、施設の改善等もあわせて開設という形に持つていかざるを得ないだらうというのがいまの見解なんです。したがって4月1日の開院と同時に開設というところまではちょっと運びにくい状態なんですが、しかし、市立病院に産婦人科がないというのは非常に片手落ちですし、また市民さんから産婦人科設置の希望が非常に強いといいうふうにわれわれ受けとっておりますので、早急に設置できるように整備したい。先ほど申しました拡張計画の中にそれも含めて、議会等とも協議の上で進めていくこういう考え方を持っておるわけでございます。

- 20番（直村静二君） 私は何も無理を言うてないつもりなんんですけどね。いまごろになつて帯に短かしタスキに長しなんているのは……。総務部長、あんたは何も選挙で出てきたんじゃないでしょう。こないだちょっと一服してもらったけどね。これは藤木市長が池辺市長から引き継いだものですよ。しかもいまは助役が2人もおる。池辺さんのときは空白があって、そこまで手が回らんかったということは了承しますが、2人も助役があるんだから、1人が専念してね。まあどちらが同和担当助役になるんか知らんけど、それもこの際はっきりさせてほしinですがね。4月1日にできませんという答弁はちょっと聞えない。じゃ4月1日にできないのなら、7月ごろにできるのかどうか。その点はっきりとご答弁を願いたい。

私言つたでしょう。小児科を開設したら必ずおかあさんもくる。そうすると産婦人科をつくれという要求がすぐ出てくるんですよ。これでまたわれわれに陳情やら署名やら、早いことつくれといいう運動をさすつもりですか。時間と日当が要るんですよ。片方では陳情行政はだめだというふうな発言をするけど、つくってないから陳情するんですよ。その点どうですか。

- 総務部長（坂口礼之助君） 市民からの陳情がなければつくらないという消極的な考え方を持ってございません。積極的に、産婦人科が必要であるという私たち自身も認識いたしております。ただ現在の施設にお医者さんと看護婦さんだけ導入したら直ちに開設できるということはむづかしいと、病院側からははっきりと言われておりますので……。

- 20番(直村静二君) それは了承しているというんです。だから4月1日にできなかつたら、7月ごろにやるのかどうかということなんですね。
- 総務部長(坂口礼之助君) 先ほども申し上げましたように、病院拡張計画は総合的に立案をいたす予定をしておるわけですが、その中でどれを最も先に開設することを市民が望んでいるかを判断して、産婦人科だということなら産婦人科をまず考えていく。こういう形で充実させていくということでございます。
- 20番(直村静二君) 何でそれを言うかというと、大津まで出ていくのは不便なんですよ、はっきりいって。各議員さんも分離せないかんようになったんだから、この際一番必要なものを先につくっていくんだという考え方を……。とにかくできるだけ早くしてもらいたい。それからこの条例は、どこともうしているということなんですが、よいことはまねして悪いことはまねしなくともいいんですね。この「市長において特別の事情があると認めるとき」というのは、「特別の事情がない限りは同様に診療する」というふうに改めたらどうですか。この文面だといかにも……。和泉の市民だって何も孤立して生きているんじゃない。友だち、親戚みな来ます。それがこの条文では一々許可をもらわんといかんようを表現ですわね。この表現はまずいと思う。おかしいですよ。改めたらどうですか。改める意思があるかどうか。
- 総務部長(坂口礼之助君) 先ほど来てご説明申し上げておりますように、医療の倫理の問題からいって、和泉市民病院だから他市の患者の収容を拒むという考え方はもちろんございませんが、何と申しましても和泉市民病院でございまして、和泉市民を最優先するということは、もう隠しがたい事実ですし、医の倫理を踏まえた市立病院の責任であろうと思います。したがって、他市の患者を収容する場合の条項としては、「特別の事情がある場合」という表現が一番妥当ではないかと。
- 20番(直村静二君) それはわかっているんですがね。「特別の事情がない限り」にしたらどうかと言つてることで、改めないとなんならそれはそれでいいんですけどね。ただそのほうがいいんではないかと言つてください。
- 以上申し上げましたが、設置条例についてはつくり始めですし、4月1日開設なんですから、これは十分これからも……。通つたらしまいかどうんでなしに、十分検討して早い段間に手を打ついただきたい。総合病院の問題については、産婦人科でさえもなかなかできませんのだからね、これは将来こしらえてもらうこと。以上で終わります。
- 29番(坂上国治君) 産婦人科の設置は、総務部長の話では早急にできんということですが、できんことはありませんよ。設備が間に合わんということですけど、あれは私が建設委員長をやってる当時にできた。産婦人科ができたわけですけれども、先生方の獲得がむづかしか

った。それで開店廃業になったのでは困るから、このまま中止しようやないかというので一回も使わずに、分娩室もなにもそのままにあるわけです。しかし、時期がたつにつれてだんだんといいものができてきた。でききたけれども、決して使えないという状態じゃない。だから、どこか外へ一棟でも建てて、一般病院にすれば産婦人科としては可能なんです。そこを誤解のないように。

今後発展に伴ってだんだんといいものをこしらえていかないかんことはわかつてますけれども、和泉市民病院としてその中に置く産婦人科としては十分に使えるものだと私は考えております。できれば一般病棟を買収したところへ建てていただきて、早急にそこを使ってほしい。一ぺんも使ってないものをつぶして、ほかを使う必要はない。さしあたってまずそれからやってほしい。それでないと市民の血税をむだづかいすることになる。その点十分に考えてやっていただきたいと思います。

○ 10番(池田信幸君) 二点だけお尋ねいたします。

一点目は、病院分離が行なわれて、また今度設置条例に関する案が出ておるわけですが、いずれにしても、従来の本院・分院という形態の場合と、準看護婦の養成機関があったものが、分離された場合には準看護婦の養成機関も同じく分離されるのかどうか。これは私の感想であれば取り消しをさせていただきますけれども、現在泉大津の看護婦養成学校はたぶん泉大津医師会の運営がほとんどじゃないかと思うんですが、今後和泉市民病院としてやっていくとすれば、お医者さんの増員は病院側とよく相談をして、各大学病院等におはかりすればいいとしても、看護婦についてはどうするのか。

現在のところ、医師法なり薬事療法なりいろいろ問題はあるとしても、準看護婦の養成機関にありながら、研修ということで内科、外科、その他に勤務している、というと表現が悪いかもしれません、補助的に看護婦がついていたから、看護婦の増員はかなりございましたけれども、分離した後にこの看護婦養成学校等を含んでいるのか。たとえば和泉市で単独につくらなきゃならんということになると、和泉医師会との連係が保てるのかどうか。これをまずお伺いしたい。

もう一点は、第2条の2項の位置の問題ですけれども、分離した後にこの看護婦養成学校等を含んでいるのか。たとえば和泉市で単独につくらなきゃならんということになると、和泉医師会との連係が保てるのかどうか。これをまずお伺いしたい。

もう一点は、第2条の2項の位置の問題ですけれども、市長並びに総務部長から今後病院を大きくしていきたいといのお話がありました、現在の病院の前には道路があって、年々交通量はふえている。なおかつ裏には住宅供給公社等の住宅建設が予定されておる。また和泉中央

線の道路が予定されておるやに聞きますし、それに病院の裏側に伝染病棟を建設するよう努力したいということになりますと、現在の位置でこれから先市民病院の運営ができるのかどうか。また市民の健康保持ができるのかどうか。さらにはどこかへ移転するという考え方があるのかどうか。以上2点について。

- 総務部長（坂口礼之助君） お答えいたします。

第一点の準看護婦の養成機関でございますが、現在公立病院として本院のほうに設置しておりますが、今後和泉市民病院に勤務する準看護婦の養成をするというところまでは協議はとどまっていますが、現時点の考え方としては、当市の医師会とも十分協議をして和泉市独自の養成機関を持つべきであるという考え方ですので、今後早急にその点についてもまとめていきたいと存じておる次第でございます。

第二点の、将来大規模な病院を予定した場合に現在の位置が適切かどうかという点でございますが、おっしゃるとおり、現在前面に道路があり、うしろには幅員20メートルの中央線が予定されておりますので、最も適切な位置だとはちょっと言いがたいと思います。しかし、いまのところ全面的に移転して、総合的な規模での病院を新たにつくるというところまではまだ考えが至ってございません。先ほど直村議員さんとの質問でお答えしましたように、今後市立病院の規模とか内容については長期計画を立案するということで、病院事務長さん等ともいろいろ協議を行ないつつあるわけでございますが、現時点では確かに市の態勢としては、独立した市立病院を持つというそれに対する態勢が非常に不整備でございます。当然私たちとしては、事務局もそうですけれども、議会内部におかれてもそうした受け入れ態勢のための委員会等を設置していただきて、お互いの英知を集めて総合的な計画をつくってまいりたいと考えております。その段階で広い視野から種々ご検討をいただきまして、和泉市立病院の将来のあり方をご確定していただけたらというふうに存する次第でございます。

- 10番（池田信幸君） ただいまの説明で大体内容はわかりましたが、直村議員等の質問、

また午前中の質問にもありましたけれども、独立すると、現在の分院に入院患者がふえることは当然の話です。それに伴うベッドその他の増設は今後やるとしても、さしあたってのなにとしては、片や泉大津は普通の病院ですけれども、分院のほうは完全看護病院になっているわけですから、当然両病院の扱いは変わらざるを得ません。独立したといいましても、完全看護体制は継続しなければならないということから、お医者さんの確保もさることながら、これが第一条件ですけれども、看護婦の養成機関はもう絶対に急がなければならぬ問題であります。免許証を持っている看護婦さん並びに准看護婦さんにしても、出産による退職とか、夜間勤務その他の理由でどんどん減りつつある。こういう状態にもありますので、4月にむけて養成機

闇設置のための努力をしない限り、和泉市民病院は将来維持できなくなるだろう。完全看護病院という名前を捨てなければならんだろう。こう考えますので、その点については特にご配慮を賜わりたい。

それから位置の問題については、将来どこかに移転するのなら、先ほど市長さんのおっしゃった伝染病棟を裏に建てるとかいう計画はむだになる。いわゆる手を抜いた設計もしくは計画になる可能性がある。そういうことですね。したがって、もし将来どこかへ移転をする、あるいは移転をしなきゃならんような事態が発生する可能性があるとすれば、二度と再びよそへかわらなくてもいいような、そして増設をしなくてもいいような病院を真剣に考えてもらう必要がある。

以上の二点を頭に十分おいて今後の行政を進めていただくことをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（貝淵博治君）他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案どおり可決するにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（貝淵博治君）ご異議ないものと認め、議案第5号を原案どおり可決いたします。

○議長（貝淵博治君）おはかりいたします。ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（貝淵博治君）それでは暫時休憩いたします。

（午後2時55分休憩）

（午後3時31分再開）

○議長（貝淵博治君）それでは休憩前に引き続きて会議を開きます。

日程第六「和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第13号

和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する

条例制定について

和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和47年1月29日提出

和泉市長 藤木秀夫

和泉市条例第 号

和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する

条例(案)

(和泉市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 和泉市職員の給与に関する条例(昭和38年和泉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「助役	180,000円
収入役	160,000円

を「助役	210,000円
収入役	200,000円

に改める。

(和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第2条 和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和45年和泉市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条中「150,000円」を「190,000円」に改める。

(和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年和泉市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

3. 第1項に規定するもののほか、議長、副議長及び議員が公務を行なうために要した費用は、これを弁償することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年1月1日から適用する。

理 由

一般職の職員の給与改定により顕著となりつつある一般職の職員と常勤の特別職の職員との不均衡を是正し、ならびに議会議員の公務執行のために要する費用を弁償するための規定を整備する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（目淵博治君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（坂口礼之助君） それではただいま上程をいただきました「和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」について提案の理由並びに内容についてご説明申し上げます。

本条例改正案は、助役以下の常勤特別職の給与額の改定並びに議員各位の議会活動に要する費用弁償規定の整備を内容とするものでございます。

特別職の報酬、給与は、財政再建期間の前後長らく据え置きとなっていましたところ、おそまきながら一昨45年9月に現行額に改められたのでございますが、近年の連続した大幅な人事院勧告に準ずるベースアップによりまして一般職の職員の給与は著しく上昇し、特別職の報酬、給与について検討を要する状況となってまいりました次第でございます。特別職の報酬、給与は市民感情を十分に考慮し、慎重に取り扱うべきものであると承知いたしております、同時に国、府、各市の動向をもあわせ勘考し、全体的調和をも十分に検討しなければならないと認識いたしておりますが、現在の諸事情を考えました結果、はなはだかってな局部的改正をお願いいたし恐縮でございますが、一般職の職員と最も身近な立場にあります、管理、監督、指揮に当たる助役、収入役並びに教育長の給料を一般職、上級管理職員との均衡をはかりまして、現行助役18万円とございますものを21万円に、収入役16万とございますものを20万円に、教育長15万とございますものを19万円に、それぞれ引き上げをいただきたくお願いを申し上げる次第でございます。

提案に先立ちまして去る22日、町会連合会会長をはじめ市内の公共的団体の代表7氏によりまして、特別職報酬等審議会委員にご就任いただき、今次改定についてご意見を拝聴いたしました次第でございます。当審議会におきましては3回の会合を持たれ、慎重にご検討の上、本月25日、本日ご提案のとおりのご答申を賜わりました。審議会のご意見におきましても、基本的には全特別職の報酬、給与を検討すべきであるとのご意向もございまして、時期を選び全体的検討の結果をおはかりいたしたいと存する次第でございます。

第3条の改正は、議会議員各位の公務を行なわれました場合の費用を弁償させていただくべく適法な根拠規定を設定いたすものでございまして、いずれも本年1月から適用いたしたいと

存する次第でございます。

以上簡単でございますが提案理由並びに内容の説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、原案をご可決、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長(貝淵博治君) 本件について質疑、ご意見ありませんか。

○20番(直村静二君) 議員が不勉強なのか、それとも理事者が不十分なのか知りませんが、7氏による特別職の報酬審議会にこれを答申しておったと。いつ答申しておったのか、私知らないわけです。しかも3回も行なわれておる。少なくとも議員に関する件も出ているんだから、議会に知らすことが必要ではないか。今後は事前に十分言っていただきたい。

それと市長のなにが載っていないのは、いかなる理由で載っておらないのか。さらに、前の給与では、たとえば教育長の場合、次長のほうが給与が上回るのか。

それから3条の費用弁償については、ここにあるように、議員が公務を行なうために要した費用はこれは弁償することができる、と。そうするとわれわれ議員が公務、いわゆる委員会、本会議に出た場合はどういう費用となるのか、具体的にお聞かせ願いたい。

○ 総務部長(坂口礼之助君) まず第一点の特別職の報酬等の審議会を事前に知らすようにというおしきりを受けたかけですが、私どもは決して議会に秘密でやったわけでもなんでもございません。7氏の方々に去る1月20日にお願いをして、その後22日、23日、24日と連続3回お聞きいただき、25日に答申をいただいた次第でございます。

それから市長がなぜ入っておらないのかという点でございますが、提案理由でもご説明申し上げましたとおり、われわれ部課長と最も身近な立場にある助役、収入役、教育長の三役さんに限って今回引き上げをお願いいたしました次第でございます。局部的な改定になつたことをはなはだ申しわけなく存じておりますが、諸般の事情を勘案しましてこういう扱いにさせていただいた次第ですので、その点よろしくご賢察を賜わりたいと存する資第でございます。

第三点の一般職との格差は一体どれぐらいあるのかということでございますが、簡単に申しますと、管理職の中での最高である部長の給与が18万円でして、現行では教育長が15万円、収入役が16万円、助役が18万円と、いわゆる助役さんと同等の給料ということで、それだけの格差が生じておるわけでございます。少なくともこうした格差は正に早急にやっていただきたいということで、今回特別にお願い申し上げた次第でございます。なお議会議員さんを含む全体的なバランスの是正も当然考えていかなければならぬと考えておりますが、今回は三役のみにとどめさせていただいた次第でございます。

それから第8条の公務を行なうために要した費用というのは、全くその記載のとおり、議長、副議長並びに議員の方々が公務を行なうために要した費用を弁償させていただこうという趣旨

でございます。

○ 20番(直村静二君) 最初の出し方からして、局部的な改正でまとことに申しわけないという言い方をして、すらりと逃げる。そして人勘と大幅な格差があるという。それには一定の根拠があることはわかりますけど、やり方そのものがですね、ちょっとだけさわるとか、少しだけとか、しかもおわびだとかいうような形で出てくる。三役というのは市民の関心のまとになるですから、こういう出し方はよろしくない。はっきりと部長に申し上げておきますけれども、こちらが言わなければ言わないというようなことはいけないと思う。

さっき私がお尋ねしたのは、要した費用にどういうものがあるかということを聞きたかったんです。文字どおり、要した費用にどんなものがあるかと。各議員に関する事ですから、いえぱいろいろと出てくると思いますけれども、報酬審議会の諮問のしかた、局部的な出し方、金額の点でも不明朗なところがありますので、この条例については共産党議員団としては反対します。

○ 22番(金沢勝君) この条例にあえて反対はしませんけれども、条例という意味からいってもっと弾力性を持たしたらどうか。市長報酬が26万円以下と表現されている中で、助役、収入役の報酬が定額にされておる。たとえば助役でも年令差とか、経験のあるなしによって違ってくる。それを同じように二人ともするのは不合理ではないか。だから高い安いではなくして、もっと弾力性のある一貫性のある条例に改正してもらいたいと思うんですが、理事者の見解をお聞きしたい。

○ 総務部長(坂口礼之助君) お答えします。

市長の給料26万円以下とおっしゃいましたが、24万で、以下はないと思ふんですけども、特別職の方々の給与のきめ方については、幾ら以下という形できめているところもたくさんございます。そういう方式をとるべきかどうかについては、特別審議会の諮問段階でも検討し、また市長とも協議いたしたわけなんですけれども、第一助役、第二助役といった色分けはしたくないという市長さんのご意思もあり、かつ給与というものは、職務上の責任に対する反対給付的性格を持っておるものだという考え方から、今回の条例改正では助役21万ということに限定して、提案をさせていただいた次第でございます。その点よろしくご理解いただきたいと思います。

○ 12番(金沢勝君) それを強く固執されるならば、職階制一本でいかれるのなら、ほかの部課長に対してもアンバラが出てくるんじゃないかな。それを言いたい。それでは参考のために、答申は幾らかということを聞かしていただきて、私の質問はこれで終わります。

○ 総務部長(坂口礼之助君) 答申の内容どおりの改正案を出してございます。

- 29番（坂上国治君） 私は金沢さんの意見と違うんですが、お二人の助役さん、どちらがお年が上かはっきりわからんのですけど、辻助役さんのほうがご年配かと思われる。で、今後同和事業を担当してくださる藤田助役さんには大きをご苦労があると思うんです。三晩も三晩も寝んと和泉市政のためにやつていただかないかんことが多々ある。これは一般の助役さんよりも苦労が多い。だから助役さんの方には同額でけつこうやと思います。
- 議長（貝淵博治君） おはかりいたします。本案については反対の方もありますので、挙手により採決を行ないたいと思います。本案を原案どおり承認するに賛成の方は挙手を願います。
- （挙手多数）
- 議長（貝淵博治君） 賛成多数により本案は原案どおり可決されました。

○議長（貝淵博治君） 以上をもちまして本臨時会に付託されました案件は全部終わりました。よってこの際おはかりいたします。本臨時会は本日をもって閉会いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、本日をもって閉会することにいたします。

この際市長のあいさつをお願いします。

（市長あいさつ）

- 市長（藤木秀夫君） 閉会に当たりまして一言、ごあいさつを申し上げます。
昨日来、長時間にわたりまして昭和47年度の第一回臨時会を開催いたしましたところ、ご提案申し上げました諸議案につきましてご可決いただきましたことを厚く御礼申し上げる次第でございます。その間における市長の不行き届きの点幾重にもおわび申し上げる次第でございます。今後はご指摘の面につきましては十分注意し、また部下一同に命じて市政の運営に努力いたしたいと存じますので、どうかよろしくご指導賜りますようお願い申し上げまして、簡単でございますが閉会のあいさつにかえさしていただきます。どうもご苦労さんでございました。

（議長あいさつ）

- 議長（貝淵博治君） 一言、ごあいさつを申し上げます。
本臨時議会も、議員皆さまの格別なるご協力とご熱心なるご審議に基づきまして諸議案の可決を賜わり、かつご同意の関係議案についてご賛同をいただき、まことにありがとうございます。審議過程におきまして議長の不手際な点も多々ありましたが、皆さまのご協力によりまして円滑に議事運営を終了できましたことを深く御礼を申し上げる次第でございます。

なお理事者各位におかれましては、本臨時会の審議を通じて指摘されました事項について十分研究検討せられ、ご趣旨に沿われるよう努力せられんことを切望して、ごあいさつといたします。たいへん長時間まことにありがとうございました。

(午後3時55分閉会)

以上会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

昭和 年 月 日

和泉市議会議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員